

論 説

イタリア憲法裁判所の制度と運用

田 近 肇

はじめに

1 憲法裁判所前史

- (1) 憲法制定議会における議論
- (2) 1948年から1956年まで
- (3) 付随的違憲審査制の経験

2 憲法裁判所の組織

- (1) 裁判官
- (2) 合議体及び内部機関

3 憲法裁判所の権限

- (1) 総 説
- (2) 前提問題型の合憲性の裁判
- (3) 主要問題型の合憲性の裁判
- (4) 権限争議の裁判

4 憲法裁判所の審理と判決

- (1) 審 理
- (2) 判 決

おわりに

はじめに

ローマの7つの丘の1つ、クイリナーレの丘の上に、大統領官邸と並んで、イタリア憲法裁判所はある。イタリア憲法裁判所は、その活動の開始こそドイツに遅れをとったものの、これが構想されたのは実はドイツよりも早く、世界で2番目に構想された憲法裁判所である⁽¹⁾。

それだけではなく、イタリア憲法裁判所は、その活動開始の直後には、ファ

シズム期の立法の合憲性の統制を通じて「ファシズムの法律を憲法に適合させ」、その後も「市民的（あるいは公的）自由の領域を拡大することにしばしば決定的な仕方での貢献」してきた⁽²⁾。事実、今日でも、憲法裁判所は1年間に平均して428件の判決及び決定を言い渡しており（2002年から2011年までの平均件数。図1及び後掲表1も参照）⁽³⁾、例えば2011年に前提問題型の合憲性の裁判（具体的規範統制）において言い渡された判決・決定に含まれる241の主文のうち43の主文（約18パーセント）で違憲が宣言されている⁽⁴⁾。このように、イタリアの憲法裁判所は、法律の合憲性の統制の問題に積極的に取り組んできたのである。

ところで、わが国で、違憲審査制度の「機能不全というに近い状況」⁽⁵⁾の克服を目的として憲法裁判所の設置が提案されることがあるが⁽⁶⁾、そうした議論においては当然のようにドイツの制度が前提とされてきた。しかし、憲法裁判所の設置の提案については、まず、ドイツ以外の各国の制度も視野に入れた、「ヨーロッパ型憲法裁判」⁽⁷⁾の構造を明らかにしたうえで、その当否を考える必要があるだろう。ドイツの憲法裁判所が制度として充実したものであることを否定するつもりはないが、ドイツの制度が唯一のものではないからである。

その意味で、イタリアの憲法裁判所制度を取りあげて考察することには、一定の重要性があると思われる。そして、これまでもわが国において、その

(1) 永田秀樹「イタリアの憲法裁判」覚道豊治先生古稀記念論集『現代違憲審査論』（法律文化社、1996年）214頁、214頁。

(2) L. ファヴォール（山元一訳）『憲法裁判所』（敬文堂、1999年）93頁以下。

(3) なお、憲法裁判所が活動を開始した1956年から2011年までの全期間についてみると、1年間に平均して329件の判決・決定が言い渡されている。

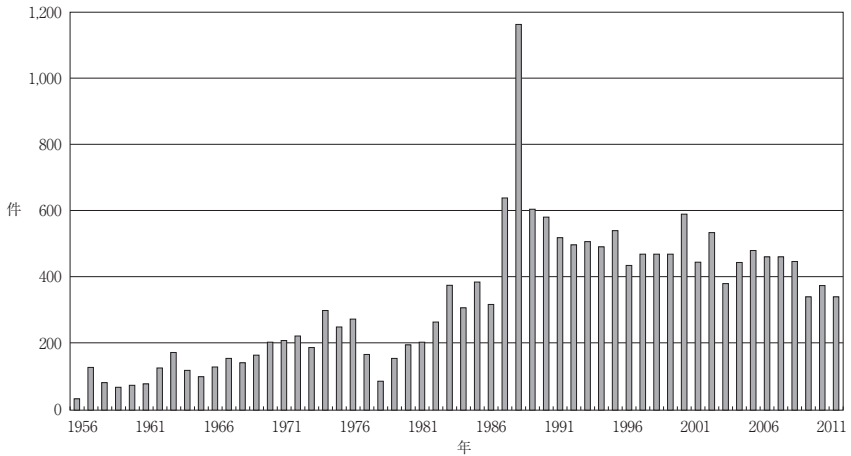
(4) 以上の統計データに関しては、2002年までについては、Alfonso Celotto, *La Corte costituzionale*, il Mulino, 2004, p. 51を参照し、2003年以後については、憲法裁判所の年次報告書（憲法裁判所 HP (<http://www.cortecostituzionale.it/>) に掲載）を参照した。

(5) 西原博史「憲法裁判所制度の導入？」ジュリ1289号（2005年）42頁、42頁。

(6) 例えば、丸山伸一「憲法裁判所と国民の司法参加」読売新聞社編『憲法改正読売試案2004』（中央公論新社、2004年）230頁。

(7) ファヴォール・前掲掲書5頁。

図1 憲法裁判所の確定裁判の総数



Alfonso Celotto, *La Corte costituzionale*, il Mulino, 2004, p. 51 及び憲法裁判所の年次報告書を基に作成。

ような論考がなかったわけではない⁽⁸⁾。しかし、憲法裁判についてイタリアでなにが問題とされ、どのような議論がなされているかという以前に、わが国では、そもそもイタリアの制度がどのようなものであるかが知られていないというのが実情であろう⁽⁹⁾。そこで、本稿では、イタリア憲法裁判所の基本的な仕組みを確認することを目的として、そもそもこれがどのような制度であり、どのように運用されているのかを概観することとしたい。

(8) 井口文男「合憲性判断の手法とその拘束力」初宿正典先生還暦記念論文集『各国憲法の差異と接点』(成文堂, 2010年) 359頁。

(9) イタリアの制度の包括的な紹介として、永田教授の前掲論文及びファヴォーラーの前掲訳書があるほか、断片的な紹介として、阿南成一「イタリアの最高裁判所」憲法研究所『最高裁判所にかんする研究』(法律文化社, 1963年) 132頁, 和田英夫「西ドイツ・イタリア・フランスの憲法裁判管見(三)——大陸型違憲審査制の国々をたずねて」判時872号(1978年) 15頁, 行政法制研究会「イタリアの憲法院」判時1519号(1995年) 24頁がある。また、マウロ・カベレッティ(谷口安平・佐藤幸治訳)『現代憲法裁判論』(有斐閣, 1974年)もイタリアの制度に詳しい。

1 憲法裁判所前史

(1) 憲法制定議会における議論

イタリアの歴史において、憲法裁判所は、1948年施行の現行憲法によって初めて創設された制度であり、その起源をそれ以前の諸制度に求めることはできない⁽¹⁰⁾。19世紀初頭にはイタリアでも法律の合憲性の統制が必要だとする主張がなされていたと言われるが⁽¹¹⁾、何よりも、1848年のアルベルト憲章——これは後に、統一イタリア王国の憲法となった——は軟性憲法だったのであり⁽¹²⁾、ある法律が実体的に憲法典に適合しているかという問題を考える余地はなかった⁽¹³⁾。

したがって、イタリアにおける憲法裁判所の歴史は、現行憲法の制定から始まることになるが、今ここでその制定過程の全体を詳細に紹介する余裕はない⁽¹⁴⁾。ここでは、次の点を確認するにとどめる。

まず、法律の合憲性を裁判的に統制するという制度を新憲法で設けるといふ点については、1946年6月2日の制憲議会選挙で第一党の地位を占めたキ

(10) ただし、今日憲法裁判所が有する権限のうち弾劾裁判権については、高等法院としての元老院（アルベルト憲章第36条参照）にその歴史上の先例が求められる。Antonio Ruggeri & Antonino Spadaro, *Lineamenti di giustizia costituzionale*, G. Giappichelli, 2009, p. 28.

(11) Celotto, op. cit., p. 26.

(12) この点について、アレッシンドロ・パーチェ（井口文男訳）『憲法の硬性と軟性』（有信堂、2003年）13頁以下を参照。

(13) ただし、立法行為の手続的な合憲性に関しては、1886年に、両院が異なる文言で可決した法律について、1922年には、緊急性のない緊急勅令について、破毀院が手続違反を認定したことがあったようである。Ruggeri & Spadaro, op.cit., p. 28 ; Celotto, op. cit., p. 26. さらに、法律の実体的な裁判的統制については、1929年1月7日法律第4号（租税法律の違反の抑圧に関する一般的諸規範）によって、限定的にはあるが、その可能性が開かれていた。Alessandro Pizzorusso, Artt. 134-136, in Giuseppe Branca (a cura di), *Commentario della Costituzione, Garanzie costituzionali, Art. 134-139*, Zanichelli, 1981, p. 45.

(14) 現行憲法の制定過程全体については、井口文男『イタリア憲法史』（有信堂、1998年）189頁以下、同「イタリア共和国〈解説〉」初宿正典＝辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第2版〕』（三省堂、2010年）119頁、121頁を参照。憲法裁判所に関する制憲議会の議論については、永田・前掲論文216頁以下を参照。

リスト教民衆の議員を中心に広汎な合意が存在したということである。確かに、法律の合憲性統制制度の導入に対しては、ファシズム以前の自由主義体制の支持者（オランダ）に加え、議会主義が損なわれることを懸念するマルクス主義者（ネンニ、トリアッティ）による反対論があった⁽¹⁵⁾。しかし、裁判による法律の合憲性統制の必要性は、イタリアでも、自由主義体制の末期においてすでに認識され⁽¹⁶⁾、戦後の各政党——共産党を除く——の綱領にもそのような制度の導入が謳われていたのであり⁽¹⁷⁾、とりわけ、新憲法が硬性憲法の性格を与えられるべきだとされた以上、法律の合憲性の統制はその「必然的な帰結」(マルティーノ)であると理解され、それらの反対論は最後まで有力になることはなかった。

それゆえ、憲法制定議会における審議で問題となったのは、法律の合憲性統制の制度を導入するか否かではなく、どのような型の制度を採り入れるかであった。この点、憲法委員会（「75人委員会」とも呼ばれる）の中で統治機構の問題を扱った第二小委員会の審議では、多様な制度が提案されている。例えば、一方では、エイナウディのように、法律の合憲性に関する裁判権を通常裁判所の裁判官に帰属させるというアメリカ型の制度を志向する提案もあったし、他方では、レオーネ及びパトリーコロのように、憲法裁判所を創設して抽象的な統制権をこれに付与する——それだけでなく、その提訴権を個人にも認める——という提案もあった。さらに、カラモンドレイの提案のように、アメリカ型とオーストリア型を混合して、通常裁判所の裁判官が「付随的な方法によって」統制を行う方法と「最高憲法裁判所」が「主要問題型の」統制を行う方法という2通りの統制方法を構想するものもあった⁽¹⁸⁾。

結局、アメリカ型の違憲審査制の主張は斥けられ、第二小委員会報告書の

(15) Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 29; Celotto, op. cit., p. 29.

(16) 例えば、1925年には破毀院付検事長がアメリカ型の違憲審査制の導入を提唱していた。Celotto, op. cit., p. 28.

(17) Francesco Teresi, *I giudizi della Corte costituzionale*, Cacucci, 2010, p. 49.

(18) Pizzorusso, op. cit., p. 67; Teresi, op. cit., p. 50; Elena Malfatti, Saule Panizza & Roberto Romboli, *Giustizia costituzionale*, 3ª ed., G. Giappichelli, 2011, p. 30.

言葉を遣えば、「憲法の最高の番人として、特別な高次の機関」を設置することが本会議に提案された⁽¹⁹⁾。その後の本会議における審議では、憲法裁判所の設置並びにその基本的な権限（現行憲法第134条）及び構成（第135条）については合意が得られたものの、憲法裁判所に訴えを提起する方法を具体的にどうするかという問題及び裁判官——とりわけ国会任命の裁判官——の具体的な選任方法をどうするかという問題については合意に至らなかったようである⁽²⁰⁾。その結果、それらの事項については、いわゆるアラータ修正（Emendamento Arata）によって、その後の憲法的法律⁽²¹⁾及び通常法律にその決定を委ねるという形で、問題が先送りされた（第137条）⁽²²⁾。

(2) 1948年から1956年まで

新憲法は1948年1月1日に施行されたが、それと同時に憲法裁判所が活動を始めたわけではない。なにより、憲法裁判所への訴えの提起方法を定めるべき憲法的法律及び裁判官の選任方法を定めるべき通常法律がいまだ制定されていなかったからである。

ただ、前者については、憲法典を制定したまさにその議会が1948年1月中に、1948年2月9日憲法的法律第1号を可決している。これによって、憲法裁判所に訴えを提起する方法は、①裁判の進行中に法律等の合憲性の問題が提起されたときに憲法裁判所に移送するという方法（前提問題型の合憲性の裁判）と、②国又は州の法律等の合憲性について州又は国が憲法裁判所に直

(19) Teresi, op. cit., p. 52.

(20) Celotto, op. cit., pp. 30 e 37.

(21) 「憲法的法律 (legge costituzionale)」については、憲法第138条を参照。なお、類似の法形式に、「憲法改正法律 (legge di revisione della Costituzione)」というものもあり、有力な見解によれば、憲法改正法律が憲法典の規定を直接に書き換えるものであるのに対し、憲法的法律は、憲法典の外にあって、場合によっては憲法典の規定に反する規範を創設しうるものだと説明される。Carlo Esposito, Costituzione, legge di revisione della Costituzione e «altre» leggi costituzionali, in *Raccolta di scritti in onore di A.C. Jemolo*, vol. III, Giuffrè, 1963, p. 194. しかし、現実には、憲法典の規定が憲法的法律によって書き換えられることもあり、両者の区別は必ずしも明確ではない。

(22) Celotto, op. cit., p. 30; Malfatti et al., op. cit., p. 32.

接に訴えを提起する方法（主要問題型の合憲性の裁判）とが定められた。先に触れたように憲法制定議会での審議では国民が直接に憲法裁判所に訴えを提起するという方法も提案されていたにもかかわらず、これが斥けられた理由は、必ずしも明らかではない。ただ、憲法制定議会の議員の準備不足に加えて、この憲法的法律は実際には政府提出法案であり憲法制定議会の議論が十分に反映されなかったことが指摘されている⁽²³⁾。

裁判官の具体的な選任方法を定める法律の制定は、1948年4月の両議院選挙で圧勝したキリスト教民主党を中心とする中道政権と共産党その他の野党との政治的対立の中でさらに遅れた。右翼勢力及び左翼勢力が国会内多数派を悩ますことを恐れたデ・ガスペリ政権は、国会の権限を抑制する憲法上の諸制度の施行を遅らせようとしたと言われ（「多数派の妨害 (ostruzionismo di maggioranza)」(カラマンドレイの言葉)と呼ばれる)、したがって憲法裁判所の設置にも消極的だったからである⁽²⁴⁾。こうした中で、裁判官の選任方法を定める法律は、1948年7月に法案が国会に提出されたものの、裁判官の国会任命に対する少数派の影響力を排除しようとする多数派とそれに反対する少数派との間の対立が長びき、国会による裁判官の任命は特別多数の賛成によって議決するというところで決着がついたのは、1953年になってからである⁽²⁵⁾。この法律が制定された後も、今度は、具体的な裁判官の人選をめぐる対立が続いた。国会任命の5人の裁判官のうち、キリスト教民主党、社会党、自由党が候補者を指名した4人については合意が形成されたものの、残る1

(23) Malfatti et al., op. cit., p. 33.

(24) Celotto, op. cit., p. 38; Malfatti et al., op. cit., p. 34. なお、憲法規定の実施が遅れたのは憲法裁判所だけではない。例えば、最高司法会議（憲法第104条・第105条）が設置されたのは1958年になってから、法律の廃止的国民投票の制度（第75条）が施行されたのは1970年になってからであった。

(25) このような任命方法が受け入れられたのは、1953年の選挙法改正によって、過半数の得票を得た政党リストに議席の65パーセントを与えるプレミアム制度が導入され、裁判官の任命をコントロールできるという自信を多数派がもったからと言われる。Celotto, op. cit., p. 39. この選挙法改正については、高橋進「選挙・選挙制度」馬場康雄＝岡沢憲夫編『イタリアの政治』（早稲田大学出版部、1999年）118頁、119頁を参照。

人を右翼勢力と共産党が要求して紛糾したのである⁽²⁶⁾。

ともあれ、1955年12月には、大統領及び最高裁判機関が選任する裁判官を含め最終的にすべての憲法裁判所裁判官が任命され、憲法裁判所は1956年1月1日から活動を開始した。そして、4月23日には初めての口頭弁論が行われ、6月14日に最初の憲法裁判所判決が下されている。

(3) 付随的違憲審査制の経験

なお、イタリアでも、通常裁判所及び行政裁判所の裁判官が法律の合憲性の裁判権を行使していた時期があるので、一言触れておきたい。1948年に憲法が施行されたにもかかわらず、憲法裁判所が設置されなかったことはすでに述べた。この点につき、憲法の暫定規定第7条2項は「憲法裁判所が活動を開始するまでは、憲法第134条に定める争訟の裁判は、憲法施行以前の規範の形式と制限の範囲内で行われる」と定めており、1956年に憲法裁判所が活動を開始するまでの8年の間、法律の合憲性に関する裁判は、通常裁判所及び行政裁判所の裁判官が行っていたのである。それゆえ、通常裁判所及び行政裁判所の裁判官は、自らに委ねられた事件において適用される法律が違憲だと考える場合には、事件の当事者間に限ってその不適用を宣言することができた⁽²⁷⁾。

しかし、この時期の付随的違憲審査制の経験に対して、イタリアの学説は否定的である。というのは、裁判官たちによって、憲法規範のうちで命令的 (precoattivo) なものとプログラムの (programmatico) なものとを区別し、拘束的な性格を有するのは前者のみであるとする理解がなされたほか、先に触れた「多数派の妨害」にも責任があるにせよ、憲法典が裁判上過小評価され、事実上凍結させられていたからである⁽²⁸⁾。

⁽²⁶⁾ Celotto, op. cit., p. 38. 結局、この5人目の裁判官に関しては、かつてファシズムのシンパだったが後に共産主義に転向した大学教授を選任するという、冗談のような決着をみている。

⁽²⁷⁾ Teresi, op. cit., p. 48.

⁽²⁸⁾ Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 31.

2 憲法裁判所の組織

(1) 裁判官

(イ) 裁判官の地位・身分

憲法裁判所は、15人の裁判官で構成される。そのうち5人を共和国大統領が、5人を国会が合同会議で、5人を最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関が任命する(憲法第135条1項)。任命された者は、「国会の両議院の議長列席の下、共和国大統領の面前で」宣誓することによって憲法裁判所の裁判官となる(1953年3月11日法律第87号第5条⁽²⁹⁾)。その任期は、宣誓の日から9年間であり(ただし、1967年11月22日憲法的法律第2号による改正以前は、任期は12年とされていた)、再任は認められない(憲法第135条3項)。

憲法裁判所の裁判官は、身分保障が与えられ、職権行使の独立性が保障される。すなわち、裁判官は、「その職務の遂行中に表明した意見及び行なった表決について責任を問われず、訴追されない」ものとされ(1953年3月11日憲法的法律第1号第5条)、「突然の身体の故障若しくは民事上の無能力又はその職務の遂行における重大な懈怠を理由とする憲法裁判所の決定によらなければ、その職を免ぜられ又は停止され」ない(1948年憲法的法律第1号第3条2項)。さらに、刑事上の免責特権も付与されている(第3条3項⁽³⁰⁾)。

なお、裁判官の報酬に関しては、「憲法裁判所の裁判官はすべて、最上級の職務を付与された通常裁判所の裁判官が得る報酬表の最高水準にその2分の1を加えた水準に相当する報酬を等しく受ける。長官に対してはさらに、報

(29) 以下、憲法裁判所の関係法令の邦訳については、田近肇「イタリア憲法裁判所関係法令集」岡山大学法学会雑誌62巻2号(2012年)142頁(<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/metadata/49086>)にも掲載)を参照されたい。

(30) なお、刑事上の免責特権に関し、1948年憲法的法律第1号第3条3項は、憲法第68条2項を参照している。この憲法第68条2項は当初議員の不訴追特権を定めていたが、1993年10月29日憲法的法律第3号による改正の結果、議員の特権は不逮捕特権に改められた。その結果、1948年憲法的法律第1号が保障する憲法裁判所裁判官の特権は不逮捕特権に限られるのか、それとも依然として不訴追特権が保障されるのかという争いがある。Malfatti et al., op. cit., p. 55.

酬の5分の1と等しい管理職手当を付与する」ものと定められている（1953年法律第87号第12条。また、1953年憲法的法律第1号第6条も参照）。このほか、裁判官は、その任期を終え名誉裁判官となった後も、憲法裁判所内の診療所や図書室を利用する権利といった「特典」が与えられる（憲法裁判所一般規則（1966年1月20日憲法裁判所決定。以下、単に「一般規則」と略す）第21条参照）。

裁判官の職務以外の活動に関しては、憲法自身、国会議員及び州議会議員、弁護士との兼職を禁止しており（第135条6項）、法律上、「憲法裁判所の裁判官は、公的又は私的な他の職又は仕事に就き又はこれを維持することができず、専門的、商業的若しくは工業的な活動を営み又は営利的な目的を有する会社の取締役若しくは監査役の職務を行うことができない。上級通常裁判機関及び上級行政裁判機関の現職の裁判官又は大学教授である憲法裁判所裁判官は、憲法裁判所に所属する間、その職務の遂行を続けることができない。……憲法裁判所の裁判官は、競争試験の試験委員となり、大学の職責を引き受け及び地方選挙又は国政選挙の候補者となることができない」と定められている（1953年法律第87号第7条）。

また、憲法裁判所の裁判官は、絶対的な公平性が求められるがゆえに⁽³¹⁾、「政治的結社又は政党にかかわる活動をしてはならない」ものとされている（1953年法律第87号第8条）。

（ロ）裁判官の資格

憲法裁判所の裁判官に任命されうるのは、「退職した者も含めて上級通常裁判機関及び上級行政裁判機関の裁判官、大学の法律学の正教授並びに20年の職歴を有する弁護士」である（憲法第135条2項）。具体的にどのような人物が裁判官として任命されているのかは、後掲表2の「憲法裁判所裁判官一覧」の通りであるが、おおむね次のような傾向を指摘することができる。

(31) この点に関しては、憲法裁判所裁判官については、弾劾裁判の場合を除き、回避・忌避といった制度が存在しないことに留意すべきである（憲法裁判所における裁判に関する補充規範第29条参照）。

第一に、裁判官の職業的な背景に関して、「法学教授の占める比率が非常に高く、『教授裁判所』と呼ばれる」という紹介がなされることがある⁽³²⁾。事実、裁判官の職業的背景は、大学教授が47パーセント、裁判官（破毀院，国務院，会計院の裁判官）が40パーセント、弁護士が13パーセントと、大学教授の割合が高くなっており（図2を参照）、これは大統領が大学教授の中から任命することが多いからだと言われる⁽³³⁾。

ただ、「大学の法律学の正教授」と言っても、憲法学者ばかりが選ばれるわけではなく、民事法，刑事法など他の分野の実定法学者のほか、ローマ法やイタリア法制史を専門とする者も選ばれている点は興味深い（後掲表2も参照）。

第二に、裁判官の年齢に関しては、わが国の最高裁判所裁判官の場合とは異なり、任命資格としても定年についても、実定法上の定めはない。ただ、ある統計によれば、就任宣誓時点での裁判官の平均年齢は62歳であり⁽³⁴⁾、60

図2 裁判官の職業的背景
(2012年12月末現在)

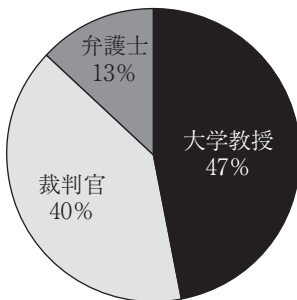
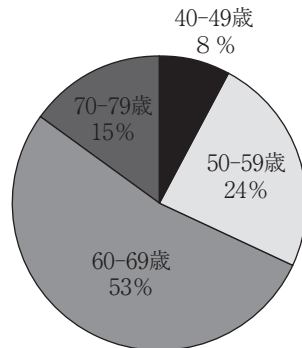


図3 就任時点での裁判官の年齢
(2012年12月末現在)



Elena Malfatti, Saule Panizza & Roberto Romboli, *Giustizia costituzionale*, 3^a ed., G. Giappichelli, 2011, p. 53 を基に作成。

(32) 永田・前掲論文221頁。

(33) Malfatti et al., op. cit., p. 52.

(34) Malfatti et al., op. cit., p. 53.

歳から69歳の裁判官が全体の53パーセント、50歳から59歳の裁判官を合わせると全体の約8割を占めており(図3を参照)、他の諸国との比較では、「ヨーロッパの中では比較的高い」と評される⁽³⁵⁾。

最後に、性別に関しては、憲法裁判所は発足以来40年にわたって女性裁判官をもたなかったが、1996年以降、3人の女性裁判官が任命されている。なお、2012年末の時点で、女性が憲法裁判所長官になった例はない。

(ハ) 裁判官選任の方法

さて、すでに触れたように、憲法裁判所の15人の裁判官のうち、「その3分の1は共和国大統領が、3分の1は国会が……、残りの3分の1は最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関が任命する」(憲法第135条1項及び1953年法律第87号第1条)。このような「完全に政治的でも、完全に裁判所的でもない特別な〔裁判官の〕構成」が採られているのは、憲法裁判制度が基本的には「裁判」という性格を有するべきだということと、憲法裁判所に与えられた任務の性格上政治感覚が求められることとのバランスを図ったものだと説明される⁽³⁶⁾。

国会が任命する裁判官は、国会が両議院の合同会議において秘密投票で選任する。この選任の議決には特別多数が要求され、3回目までの投票においては議員の3分の2の多数が、4回目以降の投票においては5分の3の多数が必要とされる(1967年憲法的法律第2号第3条)。このように特別多数が要求されるのは、憲法裁判所裁判官の選任に関し国会内少数派の意見が反映されるようにするためだと説明されるが⁽³⁷⁾、反面で、このことは国会による選任が遅れる原因にもなると言われる⁽³⁸⁾。

いずれにせよ、国会が裁判官を選任するためには政党間の広汎な合意を形成する必要があることから、その結果として、国会が選任すべき裁判官のポ

(35) 永田・前掲論文221頁。

(36) Gustavo Zagrebelsky, *La giustizia costituzionale*, nuova ed., il Mulino, 1988, p. 73.

(37) Teresi, op. cit., p. 24.

(38) Patrizia Pederzoli, *La Corte costituzionale*, il Mulino, 2008, p. 22.

ストを政党に割り当てて候補者を指名させる慣行が採られてきた⁽³⁹⁾。事実、国会における各政党の勢力が比較的安定していた第一共和制⁽⁴⁰⁾の下では、国会任命の5人の裁判官は、キリスト教民主党に2人、イタリア共産党に1人、イタリア社会党に1人、その他の中道政党に1人が割り当てられていた (図4も参照)⁽⁴¹⁾。

しかし、この政党比例ルールは、第二共和制の時期に入ると、政党の離合集散が続く中で機能しなくなり、合意の形成が難航するようになった。その結果、1995年から2000年にかけて、国会任命の裁判官の退官後、後任の裁判官が選任されるまで約11ヶ月から1年8ヶ月の間、空席が生じるという事態が生じたこともある⁽⁴²⁾。そうした混乱を経て、現在では、政権与党に3人、野党に2人が割り当てられるという新たな政党比例ルールが形成されているようであり⁽⁴³⁾、国会任命の裁判官は、2012年末現在、右派・中道右派が候補者を指名した裁判官が3人、中道左派が指名した裁判官が2人となっている。

「共和国大統領が任命権を有する憲法裁判所裁判官は、大統領令で任命する」(1953年法律第87号第4条1項)。この大統領令には、内閣総理大臣が副署をするものとされているが(同条第2項)、この任命権はあくまでも大統領固有の権限であり、副署に関する定めは内閣総理大臣に提案権があるということの意味するものではないとするのが通説である⁽⁴⁴⁾。

とはいえ、大統領による任命も政党政治と無縁ではない。ただ、大統領による任命と政党との関係については、国会による任命の場合ほど明確なルー

(39) Zagrebelsky, op. cit., p. 74; Pederzoli, op. cit., p. 110.

(40) 共和国憲法の制定・施行から、1993年の選挙制度改革を経て、1994年の総選挙でフォルツァ・イタリアのベルルスコーニが政権を獲得するまでの時期は、第一共和制と呼ばれる。この時期には、政党勢力は、キリスト教民主党が40パーセント弱、イタリア共産党が25パーセント程度、イタリア社会党が10パーセント程度で一定していた。

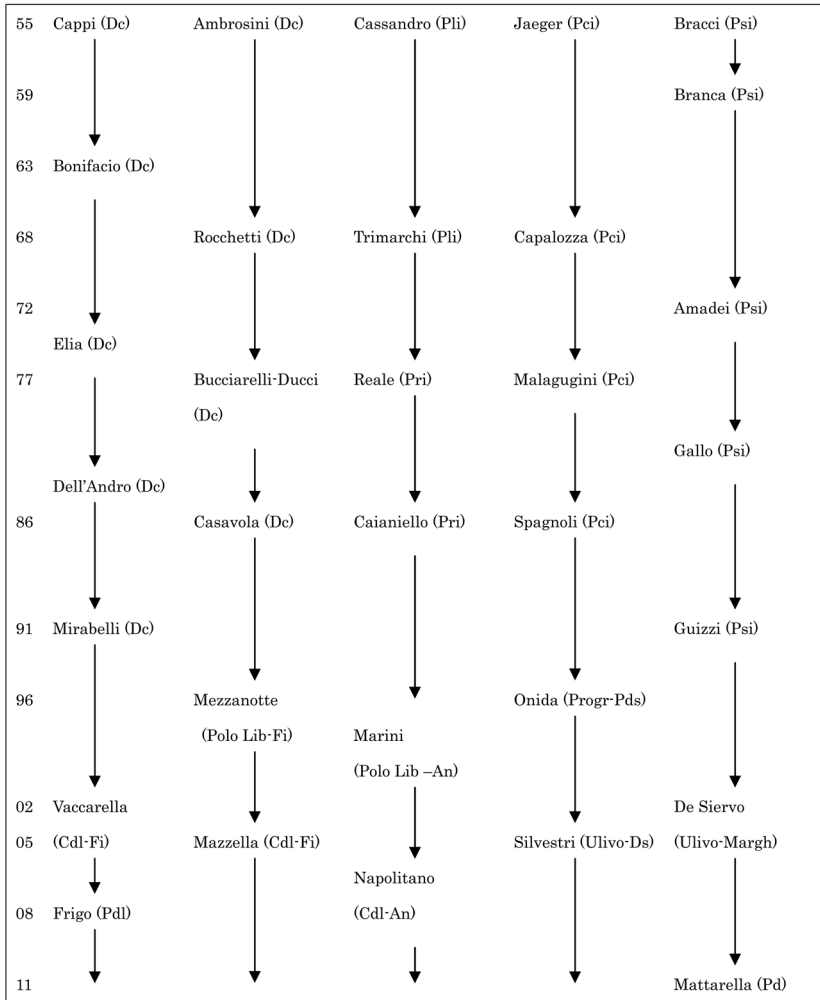
(41) Pederzoli, op. cit., p. 116.

(42) さらに、2002年3月には、憲法裁判所の会議に出席した裁判官の数が定足数にみかず、会議を開くことができないという珍事まで生じた。Pederzoli, op. cit., p. 121.

(43) Pederzoli, op. cit., p. 123.

(44) Mario Rosario Morelli, Artt. 134-137, in Vezio Crisafulli e Livio Paladin (a cura di), *Commentario breve alla Costituzione*, CEDAM, 1990, p. 795.

図4 国会選任の裁判官と政党との関係



Patrizia Pederzoli, *La Corte costituzionale*, il Mulino, 2008, p. 117 を基に作成。

裁判官名の後の括弧書きは、その裁判官を候補者として指名した政党を示す。

政党の略称：An 国民同盟 Cdl 自由の家 Dc キリスト教民主党 Ds 左翼民主主義者 Fi フォルツァ・イタリア Margh マルゲリータ Pci イタリア共産党 Pd 民主党 Pdl 自由の人民 Pds 左翼民主党 Pli イタリア自由党 Polo Lib 自由の極 Pri イタリア共和国 Psi イタリア社会党 Ulivo オリーブの木

ルを見いだすことはできない。かつて、レオーネ大統領（1971年から1978年）及びペルティーニ大統領（1978年から1985年）の時期には、大統領による任命は中立的で、政党間で得られた合意を実施することに限られていたと言われるが⁽⁴⁵⁾、スカルファーク大統領（1992年から1999年）は、当時の中道左派政権の政治的指向に合った裁判官を専ら任命し、チャンピ大統領（1999年から2006年）は反対に、多数決主義的な政治部門との均衡を保つために、中道右派政権の政治的指向とは異なる裁判官を専ら任命したと評される⁽⁴⁶⁾。

最高裁判機関による憲法裁判所裁判官の選任は、3つの異なる選出母体によって行われる。すなわち、最高裁判機関が選任する5人の裁判官は、破毀院（破毀院長が主宰し、破毀院付検事長、破毀院部長、破毀院付首席検事、破毀院評定官及び破毀院付検事より成る合議体）が3人を選任し、国務院（国務院長が主宰者し、国務院部長及び国務院評定官より成る合議体）が1人を選任し、会計院（Corte dei conti）（会計院長が主宰し、会計院部長、会計院評定官、会計院付検事長及び会計院付検事より成る合議体）が残る1人を選任する（1953年法律第87号第2条）。国会による選出の場合とは異なり、最高裁判機関による選任は、各合議体の構成員の絶対多数の賛成によって行われる（1967年憲法的法律第2号第4条1項）。

最高裁判機関による選任の対象者は、法令上は「上級通常裁判機関及び上級行政裁判機関の裁判官」に限られず、最高裁判機関が大学教授や弁護士を選任することも差し支えはないが、しかし、各合議体は常に、それぞれの裁判権に所属する裁判官の中から選任している⁽⁴⁷⁾。その結果、憲法裁判所は15人の裁判官の中に、常に5人以上の裁判官経験者を有することになる⁽⁴⁸⁾。

また、憲法裁判所裁判官の資格である「上級通常裁判機関及び上級行政裁

(45) Pederzoli, op. cit., p. 131. 永田・前掲論文222頁が「ここでもある程度政党比例が考慮されて」いるとするのは、この時期についての紹介であろう。

(46) Pederzoli, op. cit., p. 131.

(47) Malfatti et al, op. cit., p. 50.

(48) Pederzoli, op. cit., p. 132.

判機関の裁判官」の範囲について、いずれの合議体もこれを合議体構成員の範囲と一致させる解釈をとっており、その結果、憲法裁判所裁判官に選任されるのは、1953年法律第87号第2条に合議体構成員として列挙された職の経験者に限られている。それゆえ、「上級裁判権は、特別な協同によって自己の構成員を憲法裁判所に送り込んでおり、事実上、まさしく同業組合的な性質の利益を保護している」という指摘⁽⁴⁹⁾がなされるのである。

(2) 合議体及び内部機関

(イ) 合議性原理

イタリアの憲法裁判所では、その意思決定は全裁判官から成る合議体によってなされなければならないとする合議性原理 (principio di collegialità) がとられ、その結果、わが国の最高裁判所における小法廷のようなものは存在しないし、個別意見制度も存在しない。

この合議性原理は、実定法上正面からこれを定める規定があるわけではない。しかし、口頭弁論にすべての裁判官が参加することを前提に評議がなされるべきことを1953年法律第87号第16条が定めているのは、この合議性原理の表れであると言われる⁽⁵⁰⁾。また、「憲法裁判所における裁判に関する補充規範」(2008年10月7日憲法裁判所決定。以下、単に「補充規範」と略す) 第17条6項は、「決定及び判決は、合議体が評議によってその裁判書を承認」すべきことを定めている。

この合議性原理は、裁判の場面だけでなく、憲法裁判所の内部運営の場面にも及ぶ。憲法裁判所は、憲法機関として当然に自律権を有し、具体的には、規則の制定、予算の承認及び職員の掌理などの権限を有するが(1953年法律第87号第14条)、この自律権は「合議体としての憲法裁判所」が行使するものとされている(一般規則第5条の2第1項)。

ただし、このことは、憲法裁判所の内部に特定の任務を委ねられた内部機

(49) Pederzoli, op. cit., p. 133.

(50) Malfatti et al, op. cit., p. 61.

関があってはならないということまでを意味するものではなく⁽⁵¹⁾、現に、次にみるような内部機関が設けられている。

(ロ) 長官及び副長官

憲法裁判所長官は、「憲法裁判所を代表し、これを招集し、その会議を主宰し、委員会の活動を統轄し、法律及び規則が長官に付与するその他の権限を行使する」(一般規則第22条)。

長官は、憲法裁判所の自律権の表れとして、その構成員の中から、構成員の秘密投票によって過半数の賛成で選出される(憲法第135条5項、1953年法律第87号第6条1項及び一般規則第7条)。その任期は、3年であり(1967年憲法的法律第2号による改正までは4年であった)、再選が認められる。しかし、長官の選挙では憲法裁判所裁判官としての先任順が最も重視されるといわれ、すでに在職期間の長い者が長官に選出される結果、長官としての任期が満了する前に裁判官としての任期の満了を迎える場合がほとんどで、長官の平均在職日数は567日にとどまる⁽⁵²⁾。

とはいえ、長官は、憲法裁判所の裁判及び内部運営に関して非常に広汎な権限を有している。それらのうち、最も重要な権限が予審・報告担当裁判官の任命権(補充規範第7条)である。後に詳しく見るように、憲法裁判所の裁判では予審・報告担当裁判官の果たす役割が大きいところ、長官は、この予審・報告担当裁判官を任命する裁量的な権限を有しており、この権限を通じて裁判の進行と結末とに大きな影響を与えることができる⁽⁵³⁾。

また、長官は、「憲法裁判所を代表」する権限(一般規則第22条)に由来する対外的説明権(*potere di esternazione*)を有する⁽⁵⁴⁾。これは要するに、年末の記者会見のほか、時としてなされる宣言やインタビューを通じて、憲法裁判所の方針を提示し、憲法判例の各側面について解説する権限であり、次第に重要性を増しているといわれる。

(51) Malfatti et al, op. cit., p. 61.

(52) Malfatti et al, op. cit., p. 63.

(53) Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 65.

(54) Malfatti et al, op.cit., p. 66; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 51.

なお、「長官は、就任後直ちに、事故のある場合に必要な期間中自らを代理する裁判官を1名指定する」ものとされ（1953年法律第87号第6条5項）、この者は、副長官と呼ばれる（一般規則第22条の2）。

（ハ） その他の内部機関

憲法裁判所の内部機関として、理事部（Ufficio di presidenza）が存在する。理事部は、長官（又は副長官）と抽選で選出された2人の裁判官で組織され（一般規則第25条）、憲法裁判所の行政的な事務（例えば、憲法裁判所の予算の提案や職員の任命など）を行う（同第26条参照）。

また、一般規則上、考査及び規則委員会（Commissione per gli studi e per i regolamenti）と図書委員会（Commissione per biblioteca）の2つの委員会を内部機関として設置すべき旨が定められている（第27条から第29条まで）。

3 憲法裁判所の権限

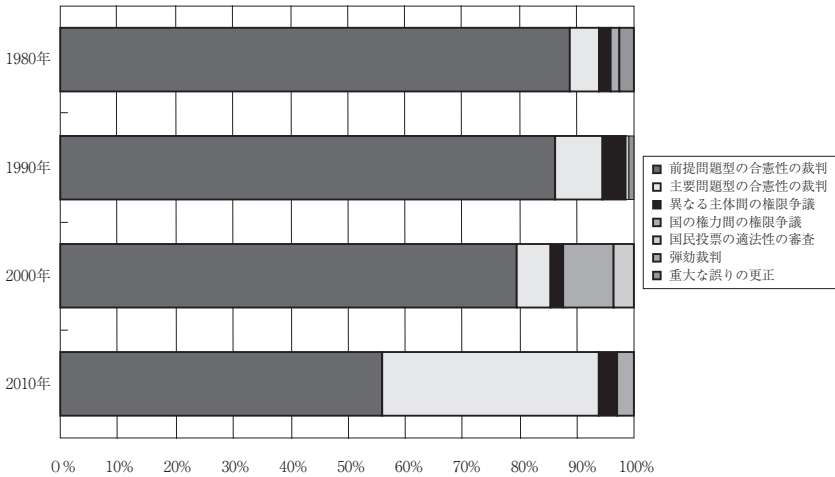
（1） 総説

イタリアの憲法裁判所が有する権限は、大きく、①通常裁判所又は行政裁判所の裁判の中で法律の合憲性の問題が提起された場合に、移送を受けてこれを裁判する権限（前提問題型の合憲性の裁判権）、②国又は州の法律等に関する合憲性の問題が国又は州によって憲法裁判所に直接提起された場合にこれを裁判する権限（主要問題型の合憲性の裁判権）、③権限争議を裁判する権限、④国の法律に関する廃止的国民投票の請求の適法性を審査する権限、⑤大統領の弾劾裁判権に分けられる。

これらのうち最大の割合を占めるのが、①の前提問題型の合憲性の裁判が求められる事案であり、1956年から2011年までに憲法裁判所の裁判が求められた事案の約80パーセントがこれである⁽⁵⁵⁾。ただし、2001年の地方分権改革（2001年10月18日憲法的法律第3号⁽⁵⁶⁾）以後、②の主要問題型の合憲性の裁

⁽⁵⁵⁾ Malfatti et al, op.cit., p. 69.

図 5 憲法裁判所の裁判の内訳



Alfonso Celotto, *La Corte Costituzionale*, il Mulino, 2004, p.51 及び憲法裁判所の年次報告書を基に作成。

判が求められる事案が増加しており、例えば、2010年には、主要問題型の合憲性の裁判の事案が37.8パーセントを占めるに至り、その結果、前提問題型の合憲性の裁判の事案が占める割合は56.1パーセントまで低下している（図5も参照）。

以上のような統計データを前提として、ここでは、前提問題型の合憲性の裁判権、主要問題型の合憲性の裁判権及び権限争議の裁判権を概観することとし、国民投票請求の審査権及び大統領の弾劾裁判権については、割愛することにした。

(56) 2001年の地方分権改革については、高橋利安「イタリアにおける地方分権をめぐる動向——2001年憲法的法律第3号の分析を中心に——」*修道法学*27巻2号（2005年）270頁を参照。

(2) 前提問題型の合憲性の裁判

(イ) 基本的な構造

前提問題型の合憲性の裁判⁽⁵⁷⁾とは、「国及び州の法律及び法律の効力を有する行為の合憲性に関する争い」(憲法第134条)のうち、「裁判の進行中に職権により指摘され又は当事者の一方により提起され……憲法裁判所に移送」されたもの(1948年憲法的法律第1号第1条)の裁判をいう。国や州ではなく私人が法律の違憲性を主張しようという意味で、日本人の「違憲立法審査」のイメージに最も近いのは、この前提問題型の合憲性の裁判であろう。ただし、訴訟当事者が法律の合憲性の問題を申し立てた裁判所ではなく、憲法裁判所に移送されて合憲性の裁判が行われるという点で、ドイツでいう「具体的規範統制」の制度に近いものといえる⁽⁵⁸⁾。

前提問題型の合憲性の裁判では、憲法問題の提起は、通常裁判所または行政裁判所に継続した具体的事件の裁判における当事者の違憲性の抗弁から生じる。そして、当事者による問題提起は、これに「決着を付けることなしには当該事件を解決することができない」ものでなければならず(1953年法律第87号第23条2項)、この関連性(rilevanza)の要件によって、具体的事件と憲法裁判とが結び付けられるのである⁽⁵⁹⁾。こうした、憲法裁判の生成の場を具体的事件の裁判に求める制度については、次のような説明がなされている。すなわち、裁判という場合は、個人の主観的な利益と違憲な法律を除去するという客観的利益とが「仲介」される場なのであり、法律の合憲性の問題が提起される場として適している、と⁽⁶⁰⁾。

(57) 原語は“giudizio di costituzionalità delle leggi in via incidentale”であって、文字通りには「法律の付随的な合憲性裁判」とでも訳すべきなのかもしれない。ただ、わが国で「付随的」な違憲審査という場合、単に「具体的な事件を契機にして違憲審査が行われる」というだけでなく、それ以上のニュアンスが込められているので、誤解を避けるため、井口文男教授の訳語に倣って、「前提問題型」の合憲性の裁判と訳した。なお、この裁判は、「異議申立型(in via di eccezione)」の合憲性の裁判と呼ばれることもある。

(58) 永田・前掲論文224頁。

(59) Teresi, op. cit., p.61.

(60) Zagrebelsky, op.cit., p.176.

また、視点を変えると、具体的事件の裁判において当事者に法律の違憲性の抗弁を認めることには、別の利点も存在する。イタリアには、ドイツにおける憲法異議のような制度が存在せず、後にみる主要問題型の合憲性の裁判では、提訴権者や裁判の対象は限定されている。これに対して、前提問題型という仕組みは、原裁判 (*giudizio a quo*) の当事者である限りすべての者が法律の違憲性を申し立てることを可能にし、具体的事件と関連性を有する限りであらゆる法律の合憲性の問題を憲法裁判所の裁判の俎上に乗せることを可能にしているのである。

他方で、前提問題型という仕組みは、同時にそれとは反対の機能も果たしている。つまり、原裁判の当事者が法律の違憲性を申し立てたからといって、直ちに合憲性の問題が憲法裁判所に移送されるわけではない。合憲性の問題を憲法裁判所へ移送すべきか否かを決定する権限は、原裁判の裁判官 (*giudice a quo*) に留保されており、原裁判の裁判官は、例えば、その抗弁には明らかに理由がないと判断した場合には、憲法裁判所に移送しないということもできる。このように、前提問題型という仕組みは、憲法裁判所の負担を軽減するための「フィルター」を設ける仕組みでもあるのである⁽⁶¹⁾。

さて、前提問題型の合憲性の裁判は、その誕生の瞬間こそは原裁判と結び付けられているとしても、ひとたび憲法裁判所に移送された後は、原裁判から切り離されて、客観的裁判としての自律性を獲得する⁽⁶²⁾。それゆえ、「主たる訴訟の停止、中断及び消滅は、憲法裁判所における裁判に対して効力を生じない」(補充規範第18条)し、先に触れた関連性の要件も、「合憲性の疑いが提起された瞬間にのみかわり、憲法裁判所への移送後の期間にはかわらない」とされる⁽⁶³⁾。

(ロ) 裁判の対象と基準

憲法裁判所の合憲性の裁判の対象となるのは、国及び州の「法律」及び「法

(61) Vedi Francesco Saverio Marini, *Appunti di giustizia costituzionale*, G. Giappichelli, 2005, p. 74.

(62) Teresi, op. cit., p. 60.

(63) Ordinanza Corte cost. 13 aprile 2000 n. 110, in *Giur. cost.*, 2000, II, p. 1000.

律の効力を有する行為」に限られる（憲法第134条）。したがって、行政規則や処分は、憲法裁判所の合憲性の裁判の対象にはならない（例えば、違憲な行政規則が法律に違反しているなら、それは行政裁判所の審査に服するし、法律には合致しているなら、そもそもその法律の合憲性が憲法裁判所の裁判の対象となる⁽⁶⁴⁾）。

ここでいう「法律」には、通常法律のほか、憲法改正法律及び憲法的法律並びに州憲章といった、形式的効力の点で通常法律に優位する法令も含まれ⁽⁶⁵⁾、さらに、現行憲法制定以前に旧憲法の下で制定された法律も含まれる⁽⁶⁶⁾。「法律の効力を有する行為」とは、具体的には、委任命令（*decreto legislativo*）⁽⁶⁷⁾及び緊急命令（*decreto-legge*）⁽⁶⁸⁾などを意味する⁽⁶⁹⁾。

両議院その他の憲法機関が定める規則も「法律の効力を有する行為」に含まれるかに関し、憲法裁判所の判例は、両議院規則については両議院に保障された独立性を理由として⁽⁷⁰⁾、憲法裁判所規則については「法律の効力を有する行為」ではないことを理由として⁽⁷¹⁾、それぞれ合憲性の裁判の対象には

(64) Zagrebelsky, op. cit., p. 102.

(65) Sentenza Corte cost. 15 dicembre 1988 n. 1146, *Giur. cost.*, 1988, parte prima, p. 5565.

(66) Sentenza Corte cost 14 giugno 1956 n. 1, in *Giur. cost.*, 1956, p. 1. ただし、旧憲法の下で制定された法律であって現憲法に明らかに反するものは、憲法裁判所が違憲を宣言するまでもなく、失効したものと取り扱うべきという学説もあり、憲法裁判所その可能性を排除していないと言われる。Vedi Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 79; Malfatti et al, op. cit., p. 97.

(67) 「委任命令」とは、法律による委任に基づき政府（閣議）の議決を経て大統領が定める命令をいい、これは通常法律と同等の形式的効力を有する（憲法第77条1項及び第87条5項参照）。Vedi anche Roberto Bin & Giovanni Pitruzzella, *Diritto pubblico*, 6ª ed., G. Giappichelli, 2011, pp. 304 e 320.

(68) 「緊急命令」とは、「緊急の必要がある例外的な場合」に政府の議決を経て大統領が定める命令をいう（憲法第77条2項及び第87条5項参照）。これは、公布の直後から通常法律と同等の形式的効力を有するが、その効力は暫定的であって、公布から60日以内に国会が法律に転換（convertire）しない限り、「はじめからその効力を失う」（憲法第77条2項及び3項）。Vedi anche Bin & Pitruzzella, op. cit., p. 323.

(69) Marini, op. cit., p. 34; Teresi, op. cit., p. 78; Malfatti et al, op. cit., p. 102.

(70) Sentenza Corte cost. 6 maggio 1985 n. 154, in *Giur. cost.*, 1985, parte prima, p. 1078.

(71) Ordinanza Corte cost. 12 dicembre 1990 n. 572, in *Giur. cost.*, 1990, XI-XII, p. 3219.

ならないと判示している。また、EUの規則 (regolamento UE) についても「法律の効力を有する行為」に含まれるかが問題となるが、憲法裁判所は、国際法と国内法との関係についての二元説の立場を前提に、規則それ自体は憲法裁判所による合憲性の裁判の対象にはならず、むしろ、規則を国内法に変型する国内法律が合憲性の裁判の対象となるという見解をとっている⁽⁷²⁾。

ところで、憲法裁判所は法律等の合憲性を判断するに際し、何に照らして判断するのかという問題がある。少なくとも「憲法又は憲法的法律の規定」(1953年法律第87号第23条1項b号)が合憲性の裁判の基準 (parametro) となることは言うまでもない。これに加え、イタリアでは、憲法と通常法律との中位にある規範 (norma interposta) が存在し、それらは憲法によって参照 (rinvio) されているがゆえに合憲性の裁判における基準となりうると理解されている⁽⁷³⁾。別の言い方をすれば、ある通常法律が「中位の規範」に違反する場合、それは同時に、通常法律がその「中位の規範」に従うべきことを定めた憲法の規定に対する違反にもなるため、通常法律がその「中位の規範」に適合しているか否かを審査する権限も憲法裁判所に属するとされるのである。

具体的な例を挙げると、憲法は、国家とカトリック教会との間の関係につき、明示的にラテラノ協定を参照して、その規律に従うべきことを定めている (第7条2項)。憲法によるこの参照ゆえにラテラノ協定の規範及びその改正規範⁽⁷⁴⁾は「中位の規範」と位置づけられるから、同協定が規律する事項に

(72) Per es. sentenze Corte cost. 16 dicembre 1965 n. 98 in *Giur.cost.*, 1965, p. 1322 e Corte cost. 18 dicembre 1973 n. 183, in *Giur. cost.*, 1973, II, p. 2401. Vedi anche Malfatti et al, op. cit., p. 100.

(73) Marini, op. cit., p. 28; Teresi, op. cit., p. 62. その際、その「中位の規範」が憲法に適合していなければならないことは、言うまでもない。Vedi sentenze Corte cost. 22 ottobre 2007 n. 348, in *Giur.cost.*, 2007, V, p. 3475 e Corte cost. 22 ottobre 2007 n. 349, in *Giur. cost.*, 2007, V, p. 3535.

(74) ラテラノ協定 (Patti lateranensi) については、田近肇「イタリアにおけるカトリック教会の法的地位 —— その原理的側面 ——」岡山大学法学会雑誌54巻4号 (2005年) 83頁を参照。

ついて定める通常法律は、同協定との適合性が憲法裁判所によって審査されることになるのである⁽⁷⁵⁾。同様に、憲法は「イタリアの法秩序」が「一般に承認された国際法の規範」に従うべきこと（第10条1項）及び外国人の法的地位に関する法律が「国際法規及び条約」に従うべきこと（同条2項）を定めているから、通常法律等がこれらの規範に従っているか否かも問題となる⁽⁷⁶⁾。さらに、立法の委任がなされている場合、委任命令——イタリアでは、委任命令は法律の効力を有する——との関係では授權法律は「中位の規範」として位置づけられることになり、委任命令の合憲性（第76条及び第77条1項）は授權法律の規範に照らして判断されることになる⁽⁷⁷⁾。

ところで、憲法改正法律及び憲法的法律や上記の「中位の規範」それ自体の合憲性の裁判においては何を基準とするのが問題となりうるが、憲法改正法律及び憲法的法律については共和政体の改正禁止を定める憲法第139条及び「憲法秩序の最高原理」に照らして合憲性の裁判がなされ⁽⁷⁸⁾、「中位の規範」のうち例えばラテラノ協定についても、「憲法秩序の最高原理」が基準となるものとされている⁽⁷⁹⁾。

ハ) 違憲性の申立と憲法裁判所への移送

前提問題型の合憲性の裁判では、法律等の合憲性の問題は、原裁判の当事者（検察官を含む）が申し立て又は裁判官が職権で提起する。当事者又は検察官が法律等の違憲性を申し立てた場合、その合憲性の問題を憲法裁判所に移送するか否かは、原裁判の裁判官が決定する。原裁判の裁判官が移送を決定するためには、①合憲性の問題と原裁判との間に関連性があり（*rilevante*）

⁽⁷⁵⁾ Teresi, *op. cit.*, p. 63.

⁽⁷⁶⁾ Teresi, *op. cit.*, pp. 63-64.

⁽⁷⁷⁾ Teresi, *op. cit.*, p. 63; Marini, *op. cit.*, p. 28.

⁽⁷⁸⁾ Sentenza Corte cost. 15 dicembre 1988 n. 1146, in *Giur. cost.*, 1988, parte prima, p. 5565. Vedi anche Costantino Mortati, *Istituzioni di diritto pubblico*, tomo I, 10^e ed, CEDAM, 1991, pp. 391ss.

⁽⁷⁹⁾ Sentenze Corte cost. 24 febbraio 1971 n. 30, in *Giur. cost.*, 1971, I, p. 150, Corte cost. 24 febbraio 1971 n. 31, in *Giur. cost.*, 1971, I, p. 154 e Corte cost. 24 febbraio 1971 n. 32, in *Giur. cost.*, 1971, I, p. 156.

②合憲性の問題に明白に理由がないとはいえず (non manifestamente infondato), ③法律の合憲解釈 (interpretazione conforme) ができないことという, 3つの要件が満たされることが必要である (以上につき, 1948年憲法的法律第1号第1条及び1953年法律第87号第23条参照)。すでに触れたように, 前提問題型の合憲性の裁判においては, 原裁判の裁判官による移送決定は「フィルター」としての役割を有しているから, これらの要件をいかに巧く解釈し運用するかが, 前提問題型の合憲性の裁判という制度を上手く機能させるための鍵となる。

このうち, ①の関連性の要件, すなわち「合憲性の問題に決着を付けることなしに当該事件を解決することができない」ことが必要であるとする要件は, 前提問題型という制度の性質上求められる要件であって, 憲法裁判所による合憲性の問題の判断が原裁判の解決の論理的な前提となることを確保しようとするものである⁽⁸⁰⁾。そして, この「関連性」というのは, 判例及び通説によれば, 憲法裁判所が法律等の規範を違憲と宣言した場合にその違憲判決が原裁判の解決に際して当該規範の不適用を当然にもたらすという意味で, 必然的に影響を与える (necessariamente influente) という関係にあることを意味するものと理解されている⁽⁸¹⁾。

②の「明白に理由がないとはいえない」という要件は, 言うまでもなく, およそ根拠のない合憲性の問題の提起を排除することを目的とする。ただし, この要件をあまりに厳格に解釈する場合, 前提問題型の合憲性の裁判は, 法律等にお墨付きを与えるだけ——厳密には, 原裁判の裁判官は, 法律等が「合憲である」と判断するのではなく, 「明白に違憲であるとはいえない」と判断するのであるが——の制度になってしまうであろう。それゆえ, この要件は, 原裁判の裁判官が法律等の規定が違憲であると確信していることまでを求めるものではなく, むしろ, 原裁判の裁判官は, 法律等の合憲性に疑いがあれば, まさしく「明白に理由がないとはいえない」として憲法裁判所に

(80) Marini, op. cit., p. 79.

(81) Malfatti et al, op.cit., p. 107.

移送する義務があると説かれている⁽⁸²⁾。とはいえ、現実には、移送決定の中でしばしば法律等と憲法との「明白な」矛盾又は「解消しがたい」矛盾といった表現が用いられており、実務上はこの要件は違憲の「単なる疑い」以上のものを意味すると考えられていると指摘されている⁽⁸³⁾。

①及び②の要件が法令で定められた要件なのに対し、③の要件は、法令で定められた要件ではない。しかし、憲法裁判所は、「法律が違憲であると宣言されるのは、違憲的な解釈をすることができるからではなく、合憲的な解釈をすることができないからである」と説き⁽⁸⁴⁾、①の要件及び②の要件に密接に関連する要件として、この要件を付加している⁽⁸⁵⁾。それゆえ、原裁判の裁判官は、法律等について通常裁判所又は行政裁判所の確立した合憲解釈がある場合には、これに従うべきであるし、これがない場合であっても、合憲性の問題を憲法裁判所に移送する前に合憲解釈を試みなければならないとされるのである⁽⁸⁶⁾。

さて、原裁判の裁判官がこれらの要件の充足を認めたときは、移送決定 (*ordinanza di rimessione*) によって、当事者が合憲性の問題を申し立てた「申立ての事実及び理由を記載して、一件文書を直ちに憲法裁判所に移送し、進行中の裁判を停止する」(1953年法律第87号第23条2項)。この移送決定は、原裁判の当事者のほか、内閣総理大臣又は州知事に送達され、国会両議院の議長又は関係する州議会議長にも通知される (第23条4項)。

憲法裁判所は、原裁判の裁判官から移送を受けた場合には必ず合憲性の問題について本案判断をしなければならないというわけではない。憲法裁判所は、移送された合憲性の問題が法令の定める要件を充たしていないと判断するときは、不適法却下判決 (*sentenza di inammissibilità*)、又は、過去に示したことを繰り返すにすぎない場合には明白な不適法却下決定 (*ordinanza di*

(82) Ruggieri & Spadaro, op. cit., p. 199.

(83) Malfatti et al, op.cit., p. 109.

(84) Sentenza Corte cost. 14 ottobre 1996 n. 356, in *Giur. cost.*, 1996, II, p. 3096.

(85) Malfatti et al, op.cit., p. 105 ; Ruggieri & Spadaro, op. cit., p. 183.

(86) Ruggieri & Spadaro, op. cit., p. 183.

manifesta inammissibilità) によって、本案判断に入ることなく合憲性の問題を斥けることができる⁽⁸⁷⁾。また、過去の判例で理由がないとして棄却された合憲性の問題が再度提起された場合に、その判例を単に確認するにすぎない場合にも、明白に理由なしとの却下決定 (ordinanza di manifesta infondatezza) によって、合憲性の問題は、新たな本案判断に入ることなく斥けられる⁽⁸⁸⁾。

なお、合憲性の問題が法令所定の要件を充たしていない場合であっても、憲法裁判所は、その合憲性の問題を差戻決定 (ordinanza di restituzione degli atti) によって原裁判の裁判官に差し戻し、裁判自体は継続させることができる。そのような場合としては、例えば、移送決定に記載漏れがある場合など、その瑕疵が治癒可能な場合のほか、合憲性の問題が憲法裁判所に移送された後に法改正がなされ、関連性の有無を原裁判の裁判官が再検討する必要が生じた場合がありうる⁽⁸⁹⁾。いずれにせよ、差戻しがなされた場合、原裁判の裁判官は、例えば瑕疵を治癒したうえで、再度その合憲性の問題を憲法裁判所に移送しなければならない⁽⁹⁰⁾。

(二) 当事者の役割

前提問題型の合憲性の裁判は本来客観的裁判であり、当事者の存在は不可欠なものではない。しかし、この合憲性の裁判においても当事者構造が採られており、主として原裁判の当事者は、原裁判の裁判官による移送決定によって合憲性の問題が憲法裁判所に係属した場合、移送決定の公示から20日以内に準備書面等を提出することによって、憲法裁判所における合憲性の裁判の当事者となることができる (1953年法律第87号第25条及び補充規範第3条)⁽⁹¹⁾。また、当事者には、当該裁判を口頭弁論で審理するよう求める覚書を出しても認められている (補充規範第9条3項及び第10条)。

(87) Marini, op. cit., p. 54; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 129.

(88) Marini, op. cit., p. 55; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 132.

(89) Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 130; Malfatti et al, op. cit., p. 126.

(90) Marini, op. cit., p. 55.

(91) Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 205.

客観的裁判である前提問題型の合憲性の裁判においてなぜ当事者構造が採られ、当事者に一定の役割が認められているのかについては、一致した説明があるわけではないようである。原裁判の当事者が合憲性の裁判においても当事者となりうることを、その主観的利益の保護と結び付けて説明する見解がある一方で、合憲性の憲法裁判で当事者が主張するのは客観的利益であることを重視して、当事者をいわゆる「裁判所の友 (amicus curiae)」として説明する見解もあり、さらには、合憲性の裁判で当事者が主張すべきなのは多くの類似の事案を代表する典型的な状況における利益であると構成することで、憲法裁判所における当事者の存在を正当化する主張もなされている⁽⁹²⁾。

なお、前提問題型の合憲性の裁判には、内閣総理大臣及び州知事もまた、当事者と同様に参加することができ、自らの準備書面を提出することができる(1953年法律第87号第25条3項及び補充規範第4条)。

(2) 主要問題型の合憲性の裁判

(イ) 基本的な構造

主要問題型の合憲性の裁判 (giudizio di costituzionalità in via principale) とは、憲法の規定上、憲法裁判所に直接合憲性の問題を提起すべきものとされる裁判をいう。この型の合憲性の裁判は、前提問題型のそれとは異なって、ドイツでいう「抽象的規範統制」に類似した制度であるということができよう。これには、特別州に関するものを除くと、①州憲章の合憲性に関する争いであって、国が提起するもの(憲法第123条2項)、②州の法律等の合憲性に関する争いであって、国が提起するもの(第127条1項)、③国の法律等の合憲性に関する争いであって、州が提起するもの及び④州の法律等の合憲性に関する争いであって、他の州が提起するもの(同条2項)がある。すでに触れたように、この型の合憲性の裁判は、かつては憲法裁判所が扱う裁判の数パーセントを占めるにすぎなかったが、地方分権改革以後、重要性を増し

⁽⁹²⁾ Malfatti et al, op.cit., p.114; Ruggeri & Spadaro, op.cit., p. 206.

つつある。

主要問題型の合憲性の裁判は、憲法制定の時点においては、主として州の立法から国の利益を保護するための制度として構想され⁽⁹³⁾、その結果、かつては州が国の法律等を争おうとする場合と国が州の法律等を争おうとする場合とで、非対称的な制度が採られていた。すなわち、州が国の法律等を争う場合には、合憲性の訴えをその公布後にのみ提起することが認められていたのに対し、2001年憲法的法律第3号第8条による改正前の憲法第127条によれば、州議会が法律を可決した場合、国は、これが「州の権限を超越し又は国の利益若しくは他の州の利益に反する」と判断したときは、州議会に差し戻し、それでも州議会が絶対多数の賛成で再可決したときは、その州法律が施行される前に、合憲性の訴えを憲法裁判所に提起し又はその州法律が「国の利益若しくは他の州の利益に反する」という問題を両議院に提起しうるものとされていた。

しかしながら、地方分権改革の結果、この非対称的な制度は改められ、国又は州の法律等の合憲性に関する争いに限っては、現在では、国が訴えを提起する場合であれ、州が訴えを提起する場合であれ、いずれも、事後的に憲法裁判所に合憲性の訴えが提起され、裁判が行われるという対称的な制度が採られている。ただし、国が州憲章の合憲性の訴えを提起する裁判に関しては、憲法裁判所は、憲法第123条2項にいう“pubblicazione”という文言は同条3項のそれと同じく、憲章の効力発生要件である「公布」ではなく、単なる「公示」を意味すると解釈することによって、州憲章の施行前に訴えが提起される事前統制の制度であると解している⁽⁹⁴⁾。

ところで、前提問題型の合憲性の裁判が客観的裁判なのに対し、主要問題型の合憲性の裁判は、国及び州それぞれの固有の利益を保護するための当事者裁判 (giudizio di parti) であると理解されている⁽⁹⁵⁾。それゆえ、そもそも

⁽⁹³⁾ Vedi Teresi, op. cit., p. 108.

⁽⁹⁴⁾ Sentenza Corte cost. 20 giugno 2002 n. 304, in *Giur. cost.*, 2002, IV, p. 2345. Vedi anche Malfatti et al, op. cit., p. 156.

⁽⁹⁵⁾ Marini, op. cit., p. 99.

訴えを提起するか否かは国及び州の選択に委ねられるし⁽⁹⁶⁾、当事者が訴えを取り下げれば、訴訟は消滅することになる（補充規範第23条）。

(ロ) 訴えの提起

主要問題型の合憲性の裁判において訴えを提起することができるのは、国又は州である。国が州憲章又は州法律等の合憲性を争う訴えを提起する場合、州憲章の合憲性を争うときはその公示から30日以内に、州法律等の合憲性を争うときはその公布から60日以内に、事前の閣議決定と国・市及び地方自治体協議会（Conferenza Stato-Città e autonomie locali）の提案に基づいて、内閣総理大臣が提起する（1953年法律第87号第31条）。州が国の法律等の合憲性の訴えを提起する場合及び他の州の法律等の合憲性の訴えを提起する場合には、その公布から60日以内に、州議会の議決によって訴えを提起する（1953年法律第87号第32条及び第33条）。

この合憲性の訴えの提起もまた、前提問題型の合憲性の裁判における当事者の違憲性の抗弁と同様、国又は州の法律等のどの規定に、憲法又は憲法的法律のどの規定に対する違反があるかを記載して行わなければならない（1953年法律第87号第34条1項及び補充規範第19条）。

なお、この点に関連して、国が訴えを提起する場合と州が訴えを提起する場合とで、提起する合憲性の問題に差異があることが指摘されている。すなわち、憲法の規定上、州による訴えの提起は、国の法律等が単に違憲であるというだけでは足りず、それが「自らの権限の領域を侵している」（憲法第127条2項及び1948年憲法的法律第1号第2条）ことが要件とされているのに対し、国は、州憲章についてはあらゆる違憲性を問題として（憲法第123条）、州法律については「州の権限を越えて」いれば（第127条1項）、訴えを提起することができるものとされている。この点で、国が訴えを提起する場合と州が訴えを提起する場合との非対称性は依然として解消されていないことになるが、憲法裁判所は、上記の憲法第127条の文言の違いのほか、共和国の単

⁽⁹⁶⁾ Malfatti et al, op. cit., p. 171 ; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 223.

一性・不可分性の原理の実現（憲法第5条）並びに「憲法並びに欧州共同体秩序及び国際的義務に由来する拘束の遵守（第117条1項）」及び「法的及び経済的統一の保全（第120条2項）」の実現において国に特別な地位が与えられていることを指摘して、この非対称性を正当化している⁽⁹⁷⁾。

(3) 権限争議の裁判

(イ) 異なる主体間の権限争議

憲法第134条は、権限争議を裁判する権限を憲法裁判所に付与している。権限争議は、異なる主体の間の権限争議（*conflitto tra enti o conflitto intersoggettivo*）—— すなわち、国と州との間の権限争議及び州と州との間の権限争議 —— と、国の機関の間の権限争議（*conflitto tra i poteri dello Stato o conflitto interorganico*）とに分けられる。

前者について、1953年法律第87号は、次のように定めている。「州がその行為によって憲法が国又は他の州に付与した権限領域を侵害したときは、国又はそれぞれ関係する州は、権限の規正を求める訴えを憲法裁判所に提起することができる。国の行為によって憲法上の権限領域を侵害された州は、同様に訴えを起こすことができる」、と（第39条）。

この異なる主体間の権限争議の裁判もまた、国及び州の憲法上の権限領域の侵害にかかわる紛争を憲法規範に照らして解決するものであり、裁判を通じて国と州との間の憲法上の権限配分を確保しようとするものだという点では、主要問題型の合憲性の裁判と類似した機能を果たしている⁽⁹⁸⁾。しかし、主要問題型の合憲性の裁判が国又は州の立法行為の合憲性を統制しようとするものであるのに対し、異なる主体間の権限争議は立法以外の行為による権限領域の侵害の問題を取り扱うものであるという点に、両者の違いが存する⁽⁹⁹⁾。

⁽⁹⁷⁾ Sentenza Corte cost. 24 luglio 2003 n. 274, in *Giur. cost.*, 2003, IV, p. 2238.

⁽⁹⁸⁾ Malfatti et al, op. cit., p. 212.

⁽⁹⁹⁾ Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 270.

権限争議の裁判の対象となるのは、国又は州への権限の帰属である⁽¹⁰⁰⁾。積極的な権限争議に限らず、消極的な権限争議もまた、この裁判の対象となりうる⁽¹⁰¹⁾。また、権限の帰属それ自体には争いがない場合であっても、ある主体による権限の違法な行使によって他の主体の権限領域の侵害が生じているときは、そのような紛争もまた、権限争議の裁判の対象となりうる⁽¹⁰²⁾。

この異なる主体間の権限争議は、国による訴えの場合は、閣議に基づいて内閣総理大臣が、州による訴えの場合は、州議会の議決に基づいて州知事が、「権限争議が生じた態様を記載し、権限領域を侵害する行為並びに違反がなされたと認める憲法及び憲法的法律の規定を特定」して提起する（1953年法律第87号第39条3項及び4項）。権限争議の訴えもまた、主要問題型の合憲性の裁判と同様、当事者裁判であると理解されており⁽¹⁰³⁾、したがって、当事者が訴えを取り下げれば、訴訟は消滅する（補充規範第25条5項）。

（ロ） 国の機関間の権限争議

憲法第134条は、「国の諸権力の間の権限争議」の裁判も、憲法裁判所の権限に属せしめている。これが憲法裁判所の権限とされたことに対しては、学説は当初、国の最高機関の間で不一致が生じたとしても、それらの機関は憲法裁判所があたかも自己の上級機関であるかのようにしてその裁定を仰ぐよりは政治的な解決を選ぶだろうとして、懐疑的だったといわれる⁽¹⁰⁴⁾。確かに、「国の諸権力の間の権限争議」が憲法裁判所で裁判される件数は、当初、あるとしても、1年に数件にすぎなかった。しかし、1990年代以降この型の権限争議が憲法裁判所に持ち込まれる件数は増加しており、2000年以後の統計でみると、憲法裁判所は、この型の権限争議につき、平均して1年に約37件の判決・決定を下している（後掲表1を参照）。

(100) Teresi, op. cit., p. 188.

(101) Marini, op. cit., p. 126; Teresi, op. cit., p. 192.

(102) Sentenza Corte cost. 20 giugno 1988 n. 731, in *Giur. cost.*, 1988, parte prima, p. 3325.

(103) Malfatti et al, op. cit., p. 198.

(104) Marini, op. cit., p. 111.

国の機関間の権限争議に関して、最も詳細に論じられているのは、いずれの機関が訴えを提起しうるかという問題である。ただ、憲法はこの権限争議の訴えを提起しうる主体を特定しておらず、どの範囲の機関に主体となりうることを認めるかは、立法裁量に属する。この点、1953年法律第87号第37条は、「国の諸権力の間争議は、自らが帰属する権力の意思を終局的に宣言する権限を有する機関の間で、かつ、憲法規範が諸権力について定める権限領域を画定するために生じたときは、憲法裁判所がこれを解決する」と定めており、それゆえ、主体となりうるのは、「国の諸権力」であって「自らが帰属する権力の意思を終局的に宣言する権限を有する機関」ということになる。

憲法裁判所の判例を分析した学説によれば、この権限争議の主体となりうるためには、判例上、①少なくとも憲法典に明記された機関であること、②部分的なものであっても、憲法上の権限領域（憲法慣習によるものも含む）を享有する機関であること、③自律的・独立的な立場で行為をすることができる機関であること、④国に帰することのできる行為を行う機関であることという4つの要件を充たすことが求められていると言われる⁽¹⁰⁵⁾。そのような機関の具体的な例を挙げれば、まず、共和国大統領がこの権限争議の主体となりうることに争いはなく⁽¹⁰⁶⁾、そのほか、立法権に関しては、各議院及び国会の合同会議⁽¹⁰⁷⁾、憲法第82条にいう調査委員会⁽¹⁰⁸⁾なども主体となりうる。行政権に関しては、内閣及び内閣総理大臣のほか⁽¹⁰⁹⁾、憲法第107条2項及び第110条にいう司法大臣その他各大臣もまた主体となりうる⁽¹¹⁰⁾と解されている。裁判権に関しては、最高司法会議、破毀院、会計院及び憲法裁判所自

⁽¹⁰⁵⁾ Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 243.

⁽¹⁰⁶⁾ Marini, op. cit., p. 113; Teresi, op. cit., p. 173; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 252.

⁽¹⁰⁷⁾ Marini, op. cit., pp. 115 e 119; Teresi, op. cit., p. 167; Ruggeri & Spadaro, op. cit., pp. 255 e 257.

⁽¹⁰⁸⁾ Marini, op. cit., p. 119; Teresi, op. cit., p. 167; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 255.

⁽¹⁰⁹⁾ Marini, op. cit., pp. 117 e 118; Teresi, op. cit., p. 169.

⁽¹¹⁰⁾ Marini, op. cit., p. 118; Teresi, op. cit., p. 169.

身が挙げられる⁽¹¹¹⁾。

4 憲法裁判所の審理と判決

(1) 審理

憲法裁判所に合憲性の問題が提起され又は権限争議の訴えが提起されて、事案が適法に憲法裁判所に係属した場合、その後の審理の流れは、前提問題型の合憲性の裁判であるか、主要問題型の合憲性の裁判であるか、権限争議の裁判であるかによって大きく異なるわけではない。

原裁判の裁判官からの移送決定が認証され公示されてから（前提問題型の合憲性の裁判の場合）20日が経過すると、憲法裁判所の長官は、予審及び報告担当裁判官（*giudice per l'istruzione e per la relazione*. 略して「報告担当裁判官（*giudice relatore*）」と呼ばれる）を任命する（1953年法律第87号第26条、第34条2項、第37条5項及び第41条並びに補充規範第7条1項、第23条、第24条4項及び第25条4項）。わが国の最高裁における主任事件の割り当てが機械的になされるのとは異なり⁽¹¹²⁾、イタリアの憲法裁判所においては、報告担当裁判官は、長官の広汎な裁量の下で選任される。それぞれの裁判において、長官がどのようにして報告担当裁判官を選んでいるのかは、明らかではない。ただ、事案の割り当てに際し、長官は、裁判官の間で負担の不均衡が生ずるのを避けつつも、おそらく各裁判官の専門的な能力を考慮に入れるであろうと言われている⁽¹¹³⁾。ただ、その結果、ある特定分野に属する問題や同じ種類の問題が常に同じ裁判官に委ねられるという、裁判官の「専門化」が生じているという指摘がある⁽¹¹⁴⁾。

(111) Marini, *op. cit.*, pp. 115-116 e 120; Teresi, *op. cit.*, p. 171.

(112) 藤田宙靖『最高裁回想録 学者判事の七年半』（有斐閣、2012年）43頁。

(113) Ruggieri & Spadaro, *op. cit.*, p. 52.

(114) Ruggieri & Spadaro, *op. cit.*, p. 65. 例えば、2002年から2004年までの3年の間に言い渡された判決・決定であって刑法及び刑事訴訟法に関連するものの4分の3以上が、刑事法学者出身の2人の裁判官によって起案されたとされる。Ruggieri & Spadaro, *op. cit.*, p. 52, n. 52.

予審に関しては、「憲法裁判所は、命令により適当と認める証拠を入手」することができ、予審・報告担当裁判官は書記官の補助を受けて証拠調べをするものとされている（補充規範第12条及び第13条並びに第23条、第24条4項及び第25条4項）。もっとも、憲法裁判所が自ら事実認定を行うことは通常はないため、とりわけ合憲性の裁判においては、証拠調べは、ありうるとしても極めて稀なことのようにである⁽¹¹⁵⁾。

なお、主要問題型の合憲性の裁判及び権限争議の裁判においては、合憲性が争われている法律等や権限争議を生ぜしめた行為の執行停止の制度が設けられている。執行停止が請求された場合、長官は、「報告担当裁判官の意見を聴取して、憲法裁判所の評議を招集」し（補充規範第21条及び第26条）、憲法裁判所は、当該法律の執行等によって「公の利益若しくは共和国の法秩序に対し回復できない損害を与える危険又は市民の権利に対し重大で回復できない損害を与える危険」がもたらされると認めるときは、理由を付した決定により、裁判の継続中その執行を停止することができる（1953年法律第87号第35条及び第40条）。

さて、再び前提問題型の合憲性の裁判を例にとると、当事者が構成されたときは、口頭弁論 (*udienza pubblica*) が開かれる。当事者が構成されなかった場合のほか、合憲性の問題の提起に明白に理由がない場合や明白に不適法な場合などには、審理は評議 (*camera di consiglio*) のみで行うことができる（1953年法律第87号第26条2項及び補充規範第9条）。

口頭弁論は、クイリナーレ広場に面した「黄色の間 (*Salone giallo*)」で行われる。細長い部屋の奥に、15人の裁判官が長官を中心に馬蹄形に並び、裁判官に向かい合う形で当事者の弁護士の席があり、その後ろにマスコミ席と一般傍聴席が設けられている。口頭弁論では、まず、報告担当裁判官が事件の問題点を簡潔に述べた後、当事者の弁護士は、自己の結論の理由を簡潔に述べる（補充規範第16条）。

(115) Vedi Marini, op. cit., p. 51.

審理が終結すると、評議における投票によって評決が行われる。評議は、「黄色の間」の隣にある評議室で行われる。評議室は、壁にポンペイ風の絵が描かれていることから「ポンペイの間 (Salone pompeiano)」と呼ばれ、裁判官は中央に置かれた楕円形のテーブルを取り囲むように着席する。

評決においては、報告担当裁判官が最初に投票し、次に他の裁判官が新任の者から投票し、最後に長官が投票する。投票が同数の場合、長官の決するところによる。評決によって結論が決まると、原則として報告担当裁判官が起案担当裁判官 (giudice redattore) となって判決及び決定の起案を行う (1953年法律第87号第16条3項及び補充規範第17条3項及び4項)。判決は、「事実及び法に関する理由」と主文とを含まなければならず、決定には「簡潔な理由」が付されなければならない (1953年法律第87号第18条3項及び4項)。

起案担当裁判官が起案した決定及び判決は、合議体によって承認されなければならない (補充規範第17条6項)。先に、憲法裁判所の意思決定は合議体によってなされなければならないとする合議性原理に触れたが、憲法裁判所の裁判のすべてについて合議性原理を厳格に適用することは効率的でないことから⁽¹¹⁶⁾、判決の形式で裁判がなされる場合は別にして、決定の形式による裁判については、裁判官から修正の要求がなされない場合には合議体によって黙示的に承認がなされたものとする慣行がとられている⁽¹¹⁷⁾。

(2) 判 決

(イ) 憲法裁判所の判決とその効力

前提問題型の合憲性の裁判においては、憲法裁判所の本案判決は、大きく認容判決 (sentenza di accoglimento. つまり、違憲判決) と、棄却判決 (sentenza di rigetto. つまり、合憲判決) とに分けられる。

このうち、認容判決とは、提起された法律等の合憲性の問題に根拠があると憲法裁判所が認め、当該法律等の規範を違憲と宣言する判決をいい、この

(116) Vedi Zagrebelsky, op. cit., p. 90.

(117) Marini, op. cit., p. 25; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 64.

認容判決によって当該法律等は効力を失う。認容判決は、原裁判の当事者に対して効力を有するだけでなく、対世効 (efficacia erga omnes) を有する⁽¹¹⁸⁾。

認容判決がいつの時点から効力を有するかについて、憲法第136条1項は、「憲法裁判所が法律又は法律の効力を有する行為の規範の違憲性を宣言したときは、その規範は、判決の公布の翌日から効力を失う」ものと定めている。この点に関連して、認容判決が遡及効を有するかどうか論じられるが、前提問題型という制度の性質上、原裁判との関係では遡及効(当事者遡及効)を有するのは当然であろう。また、「違憲と宣言された規範は、裁判の公示の翌日から適用することができない」(1953年法律第87号第30条3項)以上、認容判決の時点で通常裁判所・行政裁判所に係属していた事件との関係でも、認容判決は遡及効を有するということができる⁽¹¹⁹⁾。これに対して、すでに確定した事件との関係では認容判決は遡及効を有しない⁽¹²⁰⁾。しかし、これには例外があり、「違憲と宣言された規範を適用して有罪の確定判決が言い渡されていたときは、その執行を中止し、すべての刑事上の効力は消滅する」(第30条4項)ものとされている。

他方で、棄却判決とは、提起された法律等の合憲性の問題には理由がないとする判決をいう。ただし、この判決は、当該法律等が合憲であるということ積極的に裏書きするものではなく、憲法裁判所に提起された合憲性の問題には理由がないと判断するものにすぎない。それゆえ、棄却判決は、原裁判の当事者の間でのみ効力を有し、具体的には、原訴訟の同一の審級において同一の問題を再び憲法裁判所に申し立てることを遮断する効果しか有しない(憲法第137条3項参照)。

主要問題型の合憲性の裁判においても、認容判決と棄却判決がありうることは、前提問題型の合憲性の裁判の場合と同じである。主要問題型の合憲性

(118) Marini, op. cit., p. 56 ; Teresi, op. cit., p.103 ; Ruggeri & Spadaro, op.cit., p. 134.

(119) Marini, op. cit., p. 57.

(120) Marini, op. cit., p. 58 ; Malfatti et al, op. cit., p. 137 ; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 135.

の裁判における認容判決は、すべての州及び特別州に適用される憲法規範にかかわるものであるときには、その効力はすべての州に及ぶが、特別州の憲章に含まれる規範にかかわるものであるときには、その効力が及ぶのは、当該特別州に限られる⁽¹²¹⁾。

権限争議の裁判においては、憲法裁判所は、判決によって、「問題となっている権限がいずれの権力に属するかを宣言して、その審査に委ねられている争議を解決し、権限のない者によって瑕疵のある行為がなされているときは、これを取り消す」(1953年法律第87号第38条及び第41条)。この判決は、本来は当事者効 (*efficacia inter partes*) しか有しない。しかしながら、権限争議の原因となった行為を憲法裁判所が取り消した場合、判決は、少なくともその部分に関しては、対世効をもちうる⁽¹²²⁾。

(ロ) 判決手法

上記の認容判決及び棄却判決は、ある法律等の規範が端的に違憲であるか否かという、いわば単純な合憲性の問題が提起されている場合に用いられるが、合憲性の問題のすべてが憲法裁判所による違憲性の宣言(と、それによる法律等の規範の効力の否定)によって解決されうるわけではない。そうしたところから、解釈的判決 (*sentenza interpretativa*) あるいは操作的判決 (*sentenza manipolativa*) といった判決手法が用いられることがある。それらの判決手法の概念及び位置づけには論者によって違いが見られるが、おおむね次のようなことになる。

それらの判決手法のうち、まず、解釈的棄却判決 (*sentenza interpretativa di rigetto*) と呼ばれる手法は、憲法裁判所が活動を始めた当初から用いられてきた⁽¹²³⁾。この手法は、違憲性が疑われる法律等の規定を解釈によって救済するものであり⁽¹²⁴⁾、わが国でいう合憲限定解釈の手法に類似する⁽¹²⁵⁾。この

(121) Teresi, op. cit., p. 130; Malfatti et al, op. cit., p. 183.

(122) Marini, op. cit., p. 124; Teresi, op. cit., p. 182; Malfatti et al, op. cit., p. 209.

(123) Vedi sentenza Corte cost. 20 giugno 1956 n. 8, in *Giur. cost.*, 1956, p. 602.

(124) Malfatti et al, op. cit., p. 133.

(125) 井口・前掲論文370頁。

場合、憲法裁判所は、問題となっている法律等の規定に対し、原裁判が係属している裁判機関が行っている解釈とは無関係に、独自に合憲的な解釈を行い、主文においては、提起された合憲性の問題には「判決理由で示した意味で (nei sensi di cui in motivazione)」理由がないとして、これを棄却することになる⁽¹²⁶⁾。

これに対し、法律等の規定に含まれる（あるいは含まれうる）規範のうち特定の規範を積極的に違憲と宣言するために用いられうるのが、一部認容判決 (sentenza di accoglimento parziale) と呼ばれる手法と、解釈的認容判決 (sentenza interpretativa di accoglimento) と呼ばれる手法である。一部認容判決とは、法律等の規定の一部の文言について違憲と宣言する手法をいい、この場合、判決の主文で、例えば、「……と定めている部分において」違憲であるといった宣言がなされる⁽¹²⁷⁾。これに対し、解釈的認容判決とは、解釈的棄却判決とは逆に、法律等の規定について複数の解釈が可能な場合に、特定の解釈を違憲と宣言する手法をいう⁽¹²⁸⁾。

操作的判決は、常に認容判決であり、さらに、追加的判決 (sentenza additiva) と代替的判決 (sentenza sostitutiva) とに分けられる。追加的判決とは、法律等の規範がある事項を定めていないことを違憲と宣言するものであり（「……と定めていない部分において (nella parte in cui non prevede...) 違憲である」⁽¹²⁹⁾、例えば経済的利益の付与の対象から特定の者を排除することを違憲と宣言するような場合にこの手法が用いられる⁽¹³⁰⁾。

これに対し、代替的判決とは、法律等の規定が「YではなくXと定める部分において (nella parte in cui prevede X anziché Y)」違憲であると宣言するものであり⁽¹³¹⁾、一部認容判決と追加的判決との複合的な手法とみることがで

(126) Sentenza Corte cost. 16 gennaio 1957 n. 1, in *Giur. cost.*, 1957, p. 1.

(127) Malfatti et al, op. cit., p. 135; Marini, op. cit., p. 66; Teresi, op. cit., p. 100.

(128) Malfatti et al, op. cit., p. 135.

(129) Malfatti et al, op. cit., p. 135.

(130) Marini, op. cit., p. 66.

(131) Malfatti et al, op. cit., p. 136; Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 155.

きるのかもしれない⁽¹³²⁾。この手法の例として、例えば、警備員の資格要件を定める規定が、単なる「善良な (buono) 政治的及び道徳的態度」ではなく、「最上級の (ottimo) 政治的及び道徳的態度」を有することまでも求めている点で違憲とされた事例⁽¹³³⁾を挙げるができる。

おわりに

以上、きわめて簡単にはあるが、イタリアの憲法裁判所がどのような組織で、どのような権限を有しており、その権限をどのように行使しているのかを概観してきた。本稿では、ともかくも制度全体の輪郭を描くことを優先したため、個別的な論点に詳細に立ち入ることはできなかった。しかし、思いつくだけでも、次のような課題を挙げるができる。

わが国で、違憲審査制度の「機能不全というに近い状況」が語られる際、常に、最高裁の慢性的な負担過剰が指摘されることは、周知の通りである。同様の問題はイタリアの憲法裁判所についても生じうるはずであり、憲法裁判所が取り扱う裁判の数を絞り込み、憲法裁判所を重要な合憲性の問題に専念させる必要がある。それゆえ、前提問題型の合憲性の裁判において、どのような要件の下で憲法裁判所への移送を認めるのかが決定的な重要性を有することは、すでに触れた。本稿では、この要件がどのように解されているのかについて抽象的な言い方で紹介をするにとどめたが、本来なら、判例に照らしてこの要件を詳細に分析する必要がある。

また、憲法裁判所の判決手法に関して、イタリアでは操作的判決と呼ばれる手法があることを紹介したが、そのような判決手法は、国会の立法権との関係が当然に問題となるし、さらに、例えば社会保障立法に関して追加的判決の手法を用いた場合には、国会の予算議決権との関係も問題となりう

(132) Marini, op. cit., p. 67.

(133) Sentenza Corte cost. 18 luglio 1996 n. 311, in *Giur.cost.*, 1996, II, p. 2563.

る⁽¹³⁴⁾。憲法裁判所が操作的判決の手法を用いることのできる場合をどのように限界づけるかという問題は、最終的には、イタリアの統治機構において、政治部門との関係で、憲法裁判所の地位や役割をどのように位置づけ理解するかという問題に行き着くであろう。

さらに、第一共和制の終焉と地方分権改革の後、主要問題型の合憲性の裁判や権限争議の裁判が増加していることにも触れたが、これによってイタリアの統治機構のあり方がどのように変化してきているのかも、検討する必要がある。これらは、挙げて今後の課題としたい。

最後に、イタリア憲法研究の大先輩であり、筆者の同僚でもある井口文男教授が、この2013年3月をもって岡山大学を退職される。改めて、わが国において、先行研究の乏しい中、イタリア憲法研究の分野を切り拓いてこられたことに敬意を表するとともに、これまでのご好誼にお礼を申し上げたい。本稿は、井口教授へのささやかな“omaggio”である。

* 本稿は、平成24年度科学研究費助成事業・基盤研究 (C)「ヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容」(課題番号：24530023)の研究成果の一部である。

(134) 井口・前掲論文377頁。Vedi anche Ruggeri & Spadaro, op. cit., p. 152 ; Malfatti et al., op. cit., p. 136.

表1 憲法裁判所の確定裁判の総数とその内訳

年	確定裁判の総数(件)	内 訳 (件)						
		前提問題型の合憲性の裁判	主要問題型の合憲性の裁判	異なる主体間の権限争議	国の権力間の権限争議	国民投票の適法性の審査	弾劾裁判	重大な誤りの更正
1956	34	20	14	0	0	—	0	0
1957	129	95	20	14	0	—	0	0
1958	83	56	17	10	0	—	0	0
1959	69	48	11	9	0	—	0	1
1960	75	59	5	11	0	—	0	0
1961	79	56	16	7	0	—	0	0
1962	127	111	3	13	0	—	0	0
1963	174	162	8	4	0	—	0	0
1964	120	111	3	13	0	—	0	0
1965	101	87	6	7	1	—	0	0
1966	130	97	22	11	0	—	0	0
1967	156	119	22	14	1	—	0	0
1968	143	119	10	13	1	—	0	0
1969	166	144	8	13	1	—	0	0
1970	205	192	5	7	1	—	0	0
1971	210	191	6	11	2	0	0	0
1972	224	182	20	20	0	1	0	1
1973	189	175	5	8	0	0	0	1
1974	301	273	16	11	1	0	0	0
1975	251	217	16	13	4	1	0	0
1976	275	225	29	19	0	0	0	2
1977	168	139	10	14	2	0	0	3
1978	87	67	3	6	9	2	0	0
1979	156	137	4	10	4	0	1	0
1980	197	175	10	4	3	0	0	5
1981	205	172	9	8	5	11	0	0
1982	266	252	9	3	0	2	0	0
1983	377	334	27	11	4	0	0	1
1984	309	295	9	5	0	0	0	0
1985	387	325	30	27	1	1	0	3
1986	319	271	27	14	6	0	0	1
1987	641	581	35	18	0	5	0	2
1988	1,165	898	128	129	1	0	0	9

年	確定裁判の総数 (件)	内 訳 (件)						
		前提問題型の合憲性の裁判	主要問題型の合憲性の裁判	異なる主体間の権限争議	国の権力間の権限争議	国民投票の適法性の審査	弾劾裁判	重大な誤りの更正
1989	607	529	46	27	1	0	0	4
1990	583	503	48	24	0	3	0	5
1991	521	452	29	31	1	1	0	7
1992	499	422	39	27	2	0	2	7
1993	509	400	39	33	17	14	0	6
1994	493	411	49	22	2	2	0	7
1995	542	433	47	33	15	13	0	1
1996	437	385	26	16	9	0	1	0
1997	471	381	26	16	17	29	0	2
1998	471	412	13	31	15	0	0	0
1999	471	384	27	25	30	1	0	4
2000	592	471	35	13	52	21	0	0
2001	447	351	33	25	35	0	0	3
2002	536	451	30	12	40	0	0	3
2003	382	249	57	23	44	6	0	3
2004	446	286	97	19	41	1	0	2
2005	482	314	101	16	46	5	0	0
2006	463	276	113	22	51	0	0	1
2007	463	319	76	27	40	0	0	2
2008	449	333	64	13	35	3	0	1
2009	342	225	84	10	22	0	0	1
2010	376	211	142	12	11	0	0	0
2011	342	196	91	15	29	7	0	4

Alfonso Celotto, *La Corte costituzionale*, il Mulino, 2004, p. 51 及び憲法裁判所の年次報告書を基に作成。

「国民投票の適法性の審査」は、1970年まで制度自体が施行されていなかった。

表2 憲法裁判所裁判官一覧(2012年12月末現在)

氏名	出身	任命機関	生年月日	宣誓年月日	退官年月日
DE NICOLA, Enrico	弁護士	大統領	1877.11.9	1955.12.15	1957.3.26
AZZARITI, Gaetano	破毀院名誉院長	大統領	1881.3.26	1955.12.15	1961.1.5
CAPPI, Giuseppe	弁護士	国会	1883.8.14	1955.12.15	1963.7.12
LAMPIS, Giuseppe	破毀院部長	破毀院	1886.4.1	1955.12.15	1956.5.30
PERASSI, Tomaso	大学教授(国際法)	大統領	1886.9.25	1955.12.15	1960.11.3
AMBROSINI, Gaspare	大学教授(憲法)	国会	1886.10.24	1955.12.15	1967.12.15
BATTAGLINI, Ernesto	破毀院付首席検事	破毀院	1887.5.3	1955.12.15	1960.7.3
COSATTI, Mario	会計院部長	会計院	1888.9.2	1955.12.15	1963.2.4
GABRIELI PANTALEO, Francesco	破毀院部長	破毀院	1888.10.4	1955.12.15	1962.7.15
CAPOGRASSI, Giuseppe	大学教授(法哲学)	大統領	1889.3.21	1955.12.15	1956.4.23
CASTELLI AVOLIO, Giuseppe	國務院部長	大統領	1894.7.6	1955.12.15	1966.7.15
PAPALDO, Antonino	國務院部長	國務院	1899.4.19	1955.12.15	1967.12.15
BRACCI, Mario	大学教授(行政法)	国会	1900.2.12	1955.12.15	1959.5.15
JAEGER, Nicola	大学教授(民訴法)	国会	1903.8.15	1955.12.15	1967.12.15
CASSANDRO, Giovanni	大学教授(イタリア法史)	国会	1913.4.21	1955.12.15	1967.12.15
PETROCELLI, Biagio	大学教授(刑法)	大統領	1892.5.5	1956.5.9	1968.5.9
MANCA, Antonio	破毀院付検事長	破毀院	1886.11.17	1956.7.3	1968.7.3
SANDULLI, Aldo	大学教授(行政法)	大統領	1915.11.22	1957.4.4	1969.4.4
BRANCA, Giuseppe	大学教授(ローマ法)	国会	1907.3.21	1959.7.9	1971.7.9
FRAGALI, Michele	破毀院部長	破毀院	1897.7.18	1960.8.2	1972.8.2
MORTATI, Costantino	大学教授(憲法)	大統領	1891.1.27	1960.12.20	1972.12.20
CHIARELLI, Giuseppe	大学教授(公法)	大統領	1904.6.15	1961.2.16	1973.2.16
VERZI, Giuseppe	破毀院部長	破毀院	1895.2.24	1962.8.1	1974.8.1
BENEDETTI, Giovanni Battista	会計院部長	会計院	1897.5.10	1963.7.11	1975.7.11
BONIFACIO, Francesco Paolo	大学教授(ローマ法)	国会	1923.5.3	1963.10.25	1975.10.25
OGGIONI, Luigi	破毀院長	大統領	1892.3.20	1966.9.29	1978.9.29
DE MARCO, Angelo	國務院部長	國務院	1902.6.2	1968.1.10	1977.1.10
ROCCHETTI, Ercole	弁護士	国会	1905.10.31	1968.1.10	1977.1.10
CAPALOZZA, Enzo	弁護士	国会	1908.8.21	1968.1.10	1977.1.10
TRIMARCHI, Vincenzo	大学教授(私法)	国会	1914.10.11	1968.1.10	1977.1.10
CRISAFULLI, Vezio	大学教授(憲法)	大統領	1909.9.9	1968.5.25	1977.5.25*
REALE, Nicola	破毀院付検事長	破毀院	1901.2.5	1968.7.18	1977.7.18*
ROSSI, Paolo	大学教授(刑法)	大統領	1900.9.15	1969.5.9	1978.5.9*
AMADEI, Leonetto	弁護士	国会	1911.8.7	1972.6.28	1981.6.28
GIONFRIDA, Giulio	破毀院部長	破毀院	1908.1.21	1972.10.10	1981.10.10
VOLTERRA, Edoardo	大学教授(ローマ法)	大統領	1904.1.7	1973.1.23	1982.1.23
ASTUTI, Guido	大学教授(イタリア法史)	大統領	1910.9.15	1973.2.22	1980.10.7
ROSSANO, Michele	破毀院付検事長	破毀院	1907.6.11	1974.10.3	1983.10.3
DE STEFANO, Antonino	会計院部長	会計院	1918.8.25	1975.7.15	1984.7.15
ELIA, Leopoldo	大学教授(憲法)	国会	1925.11.4	1976.5.7	1985.5.7
ROEHRSSSEN, Guglielmo	國務院部長	國務院	1910.8.18	1977.1.13	1986.1.13
REALE, Oronzo	弁護士	国会	1902.10.24	1977.1.31	1986.1.31
BUCCIARELLI DUCCI, Brunetto	破毀院評定官	国会	1914.6.14	1977.1.31	1986.1.31
MALAGUGINI, Alberto	弁護士	国会	1915.8.19	1977.1.31	1986.1.31
PALADIN, Livio	大学教授(憲法)	大統領	1933.11.30	1977.7.1	1986.7.1
MACCARONE, Arnaldo	破毀院部長	破毀院	1909.7.21	1977.9.21	1984.9.20
LA PERGOLA, Antonio	大学教授(公法)	大統領	1931.11.13	1978.6.14	1987.6.14
ANDRIOLI, Virgilio	大学教授(民訴法)	大統領	1909.2.4	1978.10.26	1987.10.26
FERRARI, Giuseppe	大学教授(公法)	大統領	1912.12.1	1980.11.7	1987.6.11
SAJA, Francesco	破毀院付首席検事	破毀院	1915.8.27	1981.10.22	1990.10.22
CONSO, Giovanni	大学教授(刑法)	大統領	1922.3.23	1982.2.3	1991.2.3

氏 名	出 身	任命機関	生年月日	宣誓年月日	退官年月日
GALLO, Ettore	大学教授 (刑法)	国会	1914. 1. 3	1982. 7. 14	1991. 7. 14
CORASANITI, Aldo	破毀院付 席検事	破毀院	1922. 11. 9	1983. 11. 14	1992. 11. 14
BORZELLINO, Giuseppe	会計院部長	会計院	1923. 2. 26	1984. 7. 24	1993. 7. 24
GRECO, Francesco	破毀院部長	破毀院	1918. 12. 13	1984. 11. 13	1993. 11. 13
DELL'ANDRO, Renato	大学教授 (刑事法)	国会	1922. 7. 31	1985. 7. 29	1990. 10. 29
PESCATORE, Gabriele	国務院長	国務院	1916. 10. 21	1986. 1. 14	1995. 1. 14
SPAGNOLI, Ugo	弁護士	国会	1926. 7. 27	1986. 2. 25	1995. 2. 25
CASAVOLA, Francesco Paolo	大学教授 (ローマ法)	国会	1931. 1. 12	1986. 2. 25	1995. 2. 25
BALDASSARRE, Antonio	大学教授 (憲法)	大統領	1940. 12. 18	1986. 9. 8	1995. 9. 8
CAIANIELLO, Vincenzo	国務院部長	国会	1932. 10. 2	1986. 10. 23	1995. 10. 23
FERRI, Mauro	弁護士	大統領	1920. 3. 15	1987. 11. 3	1996. 11. 3
MENGONI, Luigi	大学教授 (民法)	大統領	1922. 8. 25	1987. 11. 3	1996. 11. 3
CHELI, Enzo	大学教授 (憲法)	大統領	1934. 5. 10	1987. 11. 3	1996. 11. 3
GRANATA, Renato	破毀院部長	破毀院	1926. 9. 13	1990. 11. 7	1999. 11. 7
VASSALLI, Giuliano	弁護士・大学教授 (刑法)	大統領	1915. 4. 25	1991. 2. 13	2000. 2. 13
GUIZZI, Francesco	大学教授 (ローマ法)	国会	1933. 10. 28	1991. 11. 21	2000. 11. 21
MIRABELLI, Cesare	大学教授 (宗教法)	国会	1942. 12. 29	1991. 11. 21	2000. 11. 21
SANTOSUOSSO, Fernando	破毀院部長	破毀院	1926. 6. 7	1992. 12. 4	2001. 12. 4
VARI, Massimo	会計院評定官	会計院	1937. 10. 23	1993. 7. 27	2002. 7. 27
RUPERTO, Cesare	破毀院部長	破毀院	1925. 5. 28	1993. 12. 2	2002. 12. 2
CHIEPPA, Riccardo	国務院部長	国務院	1926. 5. 24	1995. 1. 23	2004. 1. 23
ZAGREBELSKY, Gustavo	大学教授 (憲法)	大統領	1943. 6. 1	1995. 9. 13	2004. 9. 13
ONIDA, Valerio	大学教授 (憲法)	国会	1936. 3. 30	1996. 1. 30	2005. 1. 30
MEZZANOTTE, Carlo	大学教授 (憲法)	国会	1942. 10. 4	1996. 1. 30	2005. 1. 30
CONTRI, Fernanda	弁護士	大統領	1935. 8. 21	1996. 11. 6	2005. 11. 6
NEPPI MODONA, Guido	大学教授 (刑法・刑訴法)	大統領	1938. 11. 14	1996. 11. 6	2005. 11. 6
CAPOTOSTI, Piero Alberto	大学教授	大統領	1942. 3. 1	1996. 11. 6	2005. 11. 6
MARINI, Annibale	大学教授 (民法)	国会	1940. 12. 5	1997. 7. 9	2006. 7. 9
BILE, Franco	破毀院次長	破毀院	1929. 3. 14	1999. 11. 8	2008. 11. 8
FLICK, Giovanni Maria	大学教授 (刑法)	大統領	1940. 11. 7	2000. 2. 18	2009. 2. 18
AMIRANTE, Francesco	破毀院部長	破毀院	1933. 4. 16	2001. 12. 7	2010. 12. 7
DE SIERVO, Ugo	大学教授 (憲法)	国会	1942. 2. 20	2002. 4. 29	2011. 4. 29
VACCARELLA, Romano	大学教授 (民訴法)	国会	1942. 8. 2	2002. 4. 29	2007. 5. 4
MADDALENA, Paolo	会計院部長	会計院	1936. 3. 27	2002. 7. 30	2011. 7. 30
FINOCCHIARO, Alfio	破毀院部長	破毀院	1935. 9. 10	2002. 12. 5	2011. 12. 5
QUARANTA, Alfonso	国務院部長	国務院	1936. 1. 2	2004. 1. 27	
GALLO, Franco	大学教授 (税法)	大統領	1937. 4. 23	2004. 9. 16	
MAZZELLA, Luigi	破毀院付 席検事	国会	1932. 5. 26	2005. 6. 28	
SILVESTRI, Gaetano	大学教授 (憲法)	国会	1944. 6. 7	2005. 6. 28	
CASSESE, Sabino	大学教授 (行政法)	大統領	1935. 10. 20	2005. 11. 9	
SAULLE, Maria Rita	大学教授 (国際法)	大統領	1935. 12. 3	2005. 11. 9	2011. 7. 7
TESAURO, Giuseppe	大学教授 (国際法)	大統領	1942. 11. 15	2005. 11. 9	
NAPOLITANO, Paolo Maria	国務院評定官	国会	1944. 10. 3	2006. 7. 10	
FRIGO, Giuseppe	弁護士	国会	1935. 3. 30	2008. 10. 23	
CRISCUOLO, Alessandro	破毀院部長	破毀院	1937. 7. 15	2008. 11. 11	
GROSSI, Paolo	大学教授 (イタリア法史)	大統領	1933. 1. 29	2009. 2. 23	
LATTANZI, Giorgio	破毀院部長	破毀院	1939. 1. 26	2010. 12. 9	
CAROSI, Aldo	会計院評定官	会計院	1951. 6. 30	2011. 9. 13	
CARTABIA, Marta	大学教授 (憲法)	大統領	1963. 5. 14	2011. 9. 13	
MATTARELLA, Sergio	弁護士	国会	1941. 7. 23	2011. 10. 11	
MORELLI, Mario Rosario	破毀院部長	破毀院	1941. 5. 15	2011. 12. 12	

憲法裁判所 HP を基に作成。

退官年月日の欄に「*」の付いた裁判官は、本来の任期満了後も、任期の延長がなされている。